操縦士の疲労管理について

平成31年3月29日 操縦士の疲労管理に関する検討会

目次

- I. はじめに
- Ⅱ. 疲労管理とは
- 1. 背景
- 2. 疲労の定義
- 3. 疲労管理とは
- 4. 疲労管理の方法

Ⅲ. 諸外国の状況

- 1. 全体の動き
- 2. 米国・欧州の基準の特徴

Ⅳ. 現在の我が国の状況

- 1. 現行の疲労管理関連の基準
- 2. 欧米との疲労管理基準の比較
- 3. 疲労リスク管理制度の導入
- 4. 航空運送事業者における疲労管理の取組

V. 我が国における操縦士の疲労管理基準の考え方

- 1. 基本的な方向性
- 2. 実態調査
- 3. 疲労管理基準の考え方
- 4. 航空会社・操縦士による取組

Ⅵ. おわりに

I. はじめに

世界的な人口増加、グローバル化の進展、LCC の事業拡大等を背景に、航空需要は急激な増加を続けている。

我が国では、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた首都圏空港の機能強化、訪日外国人旅行者の増加に対応したインバウンド対策の強化などの取組を進めており、航空需要は引き続き増加傾向である。一方で、急激な生産年齢人口の減少や高齢化の進展等の状況があり、航空輸送サービスを支える操縦士の養成を拡大するとともに、個々の操縦士についての負担が増すことで安全運航への影響がないよう対応することが重要である。

航空局では、操縦士確保のため、自衛隊定年退職操縦士の活躍促進などあらゆるリソースの有効活用を図るとともに、操縦士の負担が過度なものにならないよう、操縦士の疲労に着目した安全基準について検討を進めてきた。

航空運送サービスは 24 時間 365 日であり、所属する操縦士は、一般的な 業務とは異なり、業務する時間帯が一定ではなく頻繁に深夜業務を行う可能 性があること、運航中は多くの旅客の命を預かるという重い責任があること、 長時間の覚醒状態が求められること、国際運航では時差の影響を受けること など疲労を発生・蓄積しやすい業務環境である。

航空業界ではこうした操縦士の業務環境を鑑み、運航中の操縦士の疲労を管理する対策として、乗務する時間帯を考慮した乗務時間の上限値の設定、定期的に必要な休養期間等について ICAO を中心に検討が進められ、現在では多くの国において操縦士の詳細な疲労管理が行われているところである。

本とりまとめは、国際標準、欧米の基準、業界団体からのヒアリングに加え、国内での実態調査を行った結果を参考に、操縦士の疲労管理についての考え方について検討した結果をまとめたものである。

Ⅱ. 疲労管理とは

1. 背景

操縦士の疲労に関連する航空事故が世界的に顕在化(別紙 1)している。特に平成 21 年の米国コルガン・エアの事故[※]をきっかけとして、国際民間航空機関(以下、「ICAO」という。)等において操縦士の疲労に着目した安全基準について議論が進み、米国、欧州など諸外国では詳細な疲労管理基準の導入が進められるとともに、ICAO において疲労管理基準の詳細事項を定めたガイダンス ICAO Doc 9966(以下、ICAO Doc)が平成 28 年 11 月に制定された。これを受け我が国においても疲労管理に関する検討が本格化した。

※コルガン・エア(DHC8-400)3407 便において、平成21年2月12日、バッファロー・ナイアガラ国際空港にILSアプローチ中、突然機首が上がり失速。空港手前10kmのバッファロー郊外の住宅地に墜落。乗客乗員全員(49名)死亡したほか、墜落現場となった民家で住人が1名死亡、2名が負傷。国家運輸安全委員会は、失速警報の設定ミス及び失速時の対処ミスが直接の原因としたが、CVRに操縦士が何度もあくびをするのが記録されているほか、乗務前にソファで仮眠するなど十分に睡眠が確保できていなかったことが推定され、事故の背景に疲労が関与した可能性が指摘されている。

2. 疲労の定義

ICAO Doc では、安全運航のために管理すべき操縦士の疲労とは、脳の疲労を指し、人間の眠気・睡眠欲により精神的又は身体的パフォーマンスが低下した生理学的状態をいうと定義している。

疲労は、睡眠不足、長時間の覚醒、生体リズム、ワークロードにより生じるものであり、回復には「睡眠」が唯一の方法とされ、疲労は蓄積し、また解消するためには通常よりも多くの時間が必要であるものであり、米国運輸安全委員会(NTSB)によると、米国の全公共交通分野における事故・重大インシデントのうち約2割が疲労を要因としたものとされており、疲労への対応は安全上極めて重要な課題である。

3. 疲労管理とは

疲労を生じさせないためには、適切な時間に十分な睡眠を取得し続けることが必要であるが、24時間、365日サービスを提供し続ける航空運送事業において、疲労を完全に無くした状態を続けることは難しく、重要なことは、 運航中の操縦士の疲労状態を安全上許容できるレベルに維持するように管 理することである。

ICAO Doc では、疲労は勤務時間以外の過ごし方にも大きく影響を受けるものであることから、効果的な疲労管理を実現するためには、航空当局、航空会社及び操縦士それぞれが適切な役割分担と責任のもとに取り組むことが重要であると規定している。

(航空当局)

航空会社が適切に操縦士の疲労管理を行うための制度構築

(航空会社)

従業員に対する疲労管理の教育、安全に業務が遂行できるスケジュール の作成、疲労情報の収集分析と改善体制の構築

(操縦士)

十分な睡眠の確保などの休養時間の適切な過ごし方、勤務に適した状態 での出社、自身の健康状態の管理、疲労情報の会社への報告

4. 疲労管理の方法

国際標準において規定する疲労管理の方法は以下の2つである。

- (1)国が科学的知見により操縦士の疲労を考慮した乗務時間の上限や必要な休養時間等の疲労管理基準を定め、航空会社は、当該基準の範囲内において、自社の安全管理体制のもとで操縦士の疲労情報を収集分析し改善を図る仕組みを構築し運用する方法
- (2) 国が詳細かつ高度な方法により実施する航空会社の疲労管理方法を承認し、航空会社は(1)の国が定める基準を超えて運用する方法(FRMS)。

また、ICAO Doc において(1)に示す国が定めるべき疲労管理基準の詳細事項を以下の通り規定している。

(疲労管理基準)

- a) 乗務時間^{※1}の長さの上限(連続、累積(7日 or 28日、365日毎))
- b) 飛行勤務時間^{※2}の長さの上限(勤務開始時間帯、飛行回数、生体リズムを考慮した休養の時間帯、編成数、機内の仮眠設備、不測の事態の場合の延長条件等の考慮が必要)
- c) 勤務時間^{※3}の長さの上限 (7日 or 28日毎)
- d) 必要な休養時間^{※4}(乗務前、定期休養、時差・深夜早朝業務、不測 の事態の場合の短縮条件)

e) 待機の条件(待機時間^{※5}の上限、場所等)

※1 乗務時間(FTL) : 飛行機が離陸のために初めて移動開始してから飛行の

最後に停止するまで(いわゆるブロックタイムと同義)

※2 飛行勤務時間(FDP):乗組員が一回の飛行または一連の飛行を含む勤務を開

始してから、最後の飛行を終え、最終的に飛行機が停

止するまで

※3 勤務時間 : 乗組員が会社により業務のために出頭を求められた時

から始まり、全ての業務を終えるまで。

※4休養時間:会社の全ての勤務から開放されている時間

※5 待機時間 : 会社からの勤務要請に対応するため備えるよう求めら

れている時間

(別紙2参照)

Ⅲ、諸外国の状況

1. 全体の動き

米国ではII 1に示すコルガン・エアの事故を受け、早期に詳細な疲労管理 基準を導入(平成 24 年 1 月)した。その後、欧州において、米国基準を参考 にした詳細な疲労管理基準を導入(平成 26 年 1 月)するとともに、シンガポ ール、豪州などでも詳細な疲労管理基準の検討・制定が進められている。欧 米の基準を別紙 2、それぞれの根拠を別紙 3 に示す。

2. 米国・欧州の基準の特徴

(1)米国

詳細な疲労管理基準導入以前は、2人乗務の乗務時間制限は、一律8時間としていたところ、10時間を超えると事故率が1.7倍とする研究論文をもとに、日中に関しては9時間まで上限を延ばし、それをもとに3人乗務は12時間から13時間まで、4人乗務は12時間超としていたところを17時間までに変更した。

最大飛行勤務時間の制限はそれまで規定されていなかったところ、2人乗務では9時間から14時間までの間で、飛行回数(7区分)と勤務開始時間帯(10区分)によって詳細に上限時間を設定(乗務時間の制限がない欧州よりも1時間長い値を採用)、3人以上の乗務では13時間~19時間までの間で、勤務開始時間帯(4区分)と仮眠設備レベル(3区分)によって詳細に上限時間を設定した。また、その他必要な休養時間(8時間の睡眠が可能な10時間)など、ICAO Docに沿って詳細な疲労管理基準を定めている。

(2)欧州

欧州では、従来より乗務時間を直接制限する基準は無く、飛行勤務時間により乗務時間等を間接的に制限していたところ、平成28年の改正において、それまで以上に詳細な基準(2人乗務の飛行勤務時間は9~13時間の間で勤務開始時間帯毎(13区分)、飛行回数毎(9区分)に応じて規定等)とした。

2人乗務における飛行勤務時間の最大値は米国より1時間少ない13時間であるが、飛行前後の休養を通常より2時間追加すること等で1時間まで延長することを可能としている。また、その他の必要な休養時間(本拠地:8時間の睡眠が可能な12時間、本拠地以外:8時間の睡眠が可能な10時

間)など、ICAO Doc に沿って詳細な疲労管理基準を定めている。

(3) その他

豪州やシンガポールの基準の概要は下記表の通り。(平成30年12月時点)

項	目	豪州(意見調整中)	シンガポール
連続 24 時間の乗 務時間	時間の乗 務 行回数(6区分)等に応じ		無し
	3 人乗務	勤務開始時刻(5区分)や機 上仮眠設備に応じて最大9 ~14時間の範囲で規定	無し
飛行勤務印 乗務)	寺間 (2 人	勤務開始時刻(9区分)や飛行回数(6区分)等に応じて、最大8時間~14時間の範囲で規定	勤務開始時刻(4区分)や飛行回数(8区分)等に応じて、最大9時間~14時間の範囲で規定
休養時間 (飛行勤務前)		連続8時間の睡眠を確保できる10時間(本拠地)又は12時間(本拠地以外)が確保されていること等	休養時間帯や直前の飛行勤 務時間の長さに応じて、少 なくとも 10 時間以上必要

Ⅳ. 現在の我が国の状況

1. 現行の疲労管理関連の基準

航空法第 68 条により「航空運送事業を経営する者は、国土交通省令で定める基準に従って作成する乗務割によるのでなければ、航空従事者をその使用する航空機に乗り組ませて航空業務に従事させてはならない」とし、同法施行規則第 157 条の 3 に乗務割の基準として、航空機乗組員の乗務時間が、「機上の適切な仮眠設備の有無」や「航空機の乗組員の疲労により当該航空機の航行の安全を害さないように、乗務時間及び乗務時間以外の労働時間が配分されていること」等を考慮して、「少なくとも二十四時間、一暦月、三暦月及び一暦年ごとに制限されていること」としている。

また、航空法第 104 条に基づき航空運送事業者が定め国土交通大臣の認可 が必要な運航規程の審査基準である運航規程審査要領細則において、以下に 示す詳細な乗務割の基準を示している。

・連続24時間内の最大乗務時間

2 名乗務 : 国内線 8 時間、国際線 12 時間※

3名以上の乗務:12時間超

・累積での最大乗務時間

1 暦月:100 時間、3 暦月:270 時間、1 暦年:1,000 時間

・休養時間:連続7日間で1日(外国においては連続する24時間)

※平成4年に、それまで操縦士2名、航空機関士1名の3名運航(3マン運航)は12時間以下、操縦士2名のみの運航(2マン運航)は8時間以下に制限する基準(当時の米国基準を参考)としていたところ、航空機関士を搭乗させる必要の無い新型機B747-400の運航を契機に、疲労度を検証の上、国際線の操縦士2名での運航については12時間まで延長するよう変更。

2. 欧米との疲労管理基準の比較

現行の我が国の基準は ICAO Doc で推奨される疲労管理基準項目を網羅できておらず、また細部では欧米と異なる部分が多い。

I	CAO Z	基準項目	日本	米国	欧州
	連	2 人編成	国内線:8時間 国際線:12時間	深夜早朝:8時間 日中:9時間	無し
乗務時	続	3 人/4 人編成	12 時間超	13 時間/17 時間	無し
間	累利	遺	1月:100時間 3月:270時間 1年:1,000時間	連続 672 時間: 100 時間 連続 365 日: 1,000 時間	連続 28 日:100 時間 連続 12 月:1,000 時間
		2 人編成	無し	9~14 時間の間で勤務時間帯毎(10区分)、飛行回数毎(7区分)に応じて設定	9~13 時間の間で勤務 時間帯毎(13 区分)、 飛行回数毎(9 区分) に応じて設定。延長可 能な条件あり
飛行勤務時間	飛行勤務 時間		無し	13~19 時間の間で編成 数、飛行勤務時間帯(5 区 分)、仮眠設備のレベル (3 区分)に応じて設定	14~17 時間の間で、編成数、仮眠設備のレベル(3 区分)に応じて設定。飛行回数 2 回以下で 9 時間以上の飛行を含む場合は 1 時間までの延長可能
	累積		無し	168 時間:60 時間 672 時間:190 時間	7日毎:60時間 14日毎:110時間 28日毎:190時間
休	養時	間	7日間毎に1日	・飛行勤務前に8時間の 睡眠が可能な10時間 ・168時間毎に30時間	 ・飛行勤務間は8時間の睡眠が可能な10時間(本拠地の場合は更に2時間追加) ・168時間毎に36時間(2夜を含む) ・深夜早朝業務が多い場合は追加休養必要
時差			無し	時差順応の定義(飛行勤 務終了36時間以上)やこ れによる飛行勤務時間の 短縮、追加の休養時間な どを規定	時差の大きさや勤務開始からの経過時間に応じて時差順応を定義。これによる飛行勤務時間の短縮、追加の休養時間などを規定
スタンバイその 他			無し	スタンバイ場所や編成数は 不測の事態が対応した場合	

3. 疲労リスク管理制度の導入

我が国において疲労管理制度を段階的に導入すべく、第1弾として航空局 長通達「安全管理体制の構築に係る一般指針」を平成29年4月に改正(平 成29年10月適用)し、航空会社の安全管理体制により管理すべき対象に 「疲労情報」を追加するとともに、関係職員に対し疲労に関する教育を定期 的に行うことを義務化し、これにより航空会社において、疲労情報の収集・ 分析の上、改善を図る運用が開始された。

4. 航空運送事業者における疲労管理の取組

航空運送事業者においては、3. に示す疲労リスク管理を行いつつ、それぞれの運航状況(路線環境、運航頻度、事業領域)にあわせた形で、操縦士の疲労対策として「より長い休養時間の付与」、「深夜時間帯、長時間乗務の時間上限」「編成数の増加」「機上仮眠設備の提供」「着陸回数の制限」、「特定路線・パターンの月間乗務回数制限」などが行われている。詳細な取組例を別紙4に示す。

V. 我が国における操縦士の疲労管理基準の考え方

1. 基本的な方向性

欧米をはじめ多くの国では操縦士の疲労に起因した事故を未然に防止するために、詳細な疲労管理基準を導入しているが、我が国の関連基準は四半世紀の間改正を行っていない状況である。

この間、使用する機材や就航する路線など航空を取り巻く環境は大幅に変化している状況を踏まえると、我が国においても詳細な疲労管理基準の導入に向けた検討が必要である。

疲労管理基準の検討・導入にあたっては、航空業界におけるグローバル化・アライアンス化の進展等を踏まえると、ICAOの定めた国際標準又はガイダンスとの整合を図りつつ欧米等の基準と調和のとれたものにすることが重要である。

一方で、特に「連続乗務時間の上限基準」については、国際標準等でも具体的な数値が示されておらず、欧米間でも考え方が異なることから、本邦航空会社における実際の運航便において連続乗務時間と操縦士の疲労との関係について実態調査を行い、その結果を検討の参考とする。

実態調査にあたっては、疲労に影響する要素(乗務時間帯や飛行回数のほか、時差や到着地での睡眠時間など)が多岐にわたるため、調査対象を明確に設定するとともに、その他の運航条件を可能な限り同様にして行う。

2. 実態調査

(1)調査方法と条件

①調査対象

- a) 連続乗務時間の長さと疲労の関係
- b) 乗務時間帯と疲労の関係
- c) 飛行回数と疲労の関係

②調査対象区分と条件

(1)に示す項目についての調査区分は以下の通り。また、調査目的以外の要素の影響を排除するため可能限り運航条件を以下の通り同様にした。

<u>a-1.「連続乗務時間の長さと疲労の関係(2 人乗務)」調査での運航条件</u> 【乗務時間(2 人乗務)】

・2 人乗務:5時間(c.飛行回数の調査と併用)、7時間、8時間、9時

間、10時間台(それぞれ15便実施)

・3 人乗務:10 時間台、11 時間台(それぞれ 15 便実施)

【条件】

- ・調査対象者が当日1回目の飛行であること。
- ・日本出発便であること。
- ・勤務開始時間帯が7:00~11:59(日本時間)の間であること

a-2. 「連続乗務時間の長さと疲労の関係(3人乗務)」調査での運航条件

【乗務時間(3人乗務)】

3 人乗務: 12 時間台、13 時間台、14 時間台(それぞれ 15 便実施)

【条件】

- ・調査対象者が当日1回目の飛行であること。
- ・ 日本到着便であること。
- ・機上仮眠設備がクラス1%であること。
- ・現地での休養時間が36時間以上であること。
- ・勤務開始時間帯が7:00~11:59(現地時間)の間であること ※操縦席・客室から隔離され、温度調節・調光・遮音が可能で、フラットな睡眠姿勢が取れる設備

b-1.「乗務時間帯と疲労の関係調査(2人乗務)」での運航条件

【乗務時間帯(2人乗務)】

以下の3パターン(それぞれ15便実施)

- 乗務時間に WOCL(2:00~5:59 の時間帯)が含まれない飛行
- ・乗務時間に WOCL の一部が含まれる飛行
- ・WOCL の全てが乗務時間に含まれる飛行

【条件】

- ・調査対象者が当日1回目の飛行であること。
- ・2 人乗務編成で日本出発便であること。
- ・乗務時間は7時間以上~8時間未満であること。

b-2. 「乗務時間帯と疲労の関係調査(3人乗務)」での運航条件

【乗務時間帯(3人乗務)】

以下の2パターン(それぞれ15便実施)

・乗務時間に WOCL(2:00~5:59 の時間帯) が含まれない飛行

・乗務時間に WOCL が含まれる飛行

【条件】

- ・調査対象者が当日1回目の飛行であること。
- ・3 人乗務編成で日本出発便であること。
- ・機上仮眠設備がクラス1であること。
- ・乗務時間は11時間以上~12時間未満であること。

c. 「飛行回数と疲労の関係」調査での運航条件

【飛行回数】

飛行回数が1回、2回、3回、4回、5回、6回(それぞれ15便実施)

【条件】

- ・2 人乗務編成の日本出発便であること。
- ・勤務開始時刻が7:00~11:59(日本時間)の間であること。
- ・乗務時間の合計が原則5時間以上~6時間未満であること。

③調査の方法等

ICAO Doc を参考に以下に示す 2 種類の方法(PVT 調査とサムピレッリ調査)を用いて疲労度調査を行った。

調査は乗務前後で行い、調査にあたって可能な限り妨害要素の少ない場所において行った。また、複数の飛行を含む調査の場合は当日の最初の乗務前と最後の乗務後に行うとともに、結果の個人差を無くすため、調査は1人5回までとした。また、調査対象便に乗務している乗務員以外の職員を調査の現場に立会人として配置し計測時のサポートを行った。調査対象者の選定は航空会社において関係者と十分に調整を行うことを条件とした。その他詳細は別紙5参照。

〈PVT 調査〉

- ・PVT 機器に表示される信号への反応速度からその時点での疲労度を客 観的に測定するもの。(5分間で測定)
- ・調査にあたっては、その後のデータ検証のために、測定前3日間の睡眠履歴、当該運航便での天候など特記すべき事項等を記入。

〈サムピレッリ調査〉

調査対象者が自らの状況を踏まえて、以下に示す7区分の疲労度のいずれに該当するか報告するもの。

(疲労度の区分)

- 1. 完全に覚醒しており、眠気もない
- 2. 非常に活発で、すぐ反応できるが、最高の状態ではない
- 3. 問題はなく、ある程度フレッシュな状態
- 4. 少し疲れを感じ、フレッシュな状態であるとはいかない
- 5. 「中」程度の疲れで、元気が出ない
- 6. とても疲れて、集中することが非常に難しい
- 7. 疲労困憊で、効果的に機能することが不可能

(2) 実態調査の結果

①結果の評価方法

〈PVT 調查〉

- ・乗務前の PVT 値に対する乗務後の PVT 値の増加比率を比較
- ・個々の PVT 値は 5 分間の PVT 値の平均とし、調査対象区分毎の PVT 値の 平均について乗務前に対する乗務後の増加比率の平均値(Δ PVT)を比較。 あわせて統計的評価も実施。

〈サムピレッリ調査〉

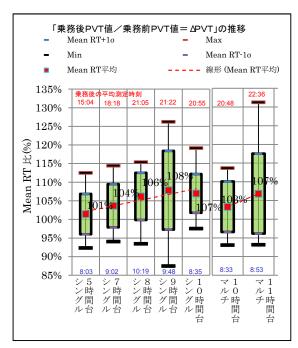
乗務前のサムピレッリ区分と乗務後のサムピレッリ区分との差分(ΔSP) について、それぞれ調査対象区分毎に比較。あわせて統計的評価も実施。

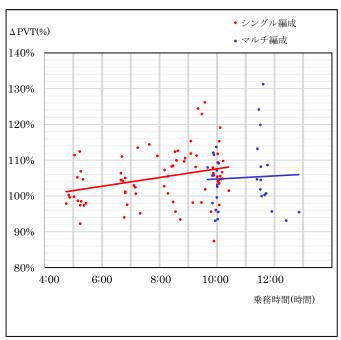
②結果

a-1 連続乗務時間の長さと疲労の関係(2 人乗務)

〈PVT 調查〉

- ・調査対象区分(5 時間台(c を活用)、7 時間台、8 時間台、9 時間台、10 時間台(c 人乗務と 3 人乗務)、11 時間台(d 人乗務))毎のd PVT をグラフ 1 に示す。2 人乗務では乗務時間の増加に伴いd PVT は増加傾向であり、3 人乗務になるとd PVT は減少した。
- ・また、具体の乗務時間に対する Δ PVT をグラフ 2 に示す。 2 人乗務では乗務時間の増加に伴い Δ PVT は増加傾向がみられた。また無相関検定の結果、 2 人乗務における具体の乗務時間と Δ PVT には有意性が認められた。 (n=15×7, 有意確率 p=0.00891)



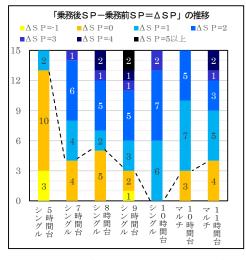


グラフ1 乗務時間とΔPVT (2人乗務)

グラフ2 具体の乗務時間とΔPVT(2人乗務)

〈サムピレッリ調査〉

調査対象区分(5 時間台(c を活用)、7 時間台、8 時間台、9 時間台、10 時間台(2 人乗務と 3 人乗務)、11 時間台(3 人乗務))毎の Δ SPをグラフ3に示す。また乗務時間の増加に伴い乗務後に疲労を感じる者は増加していた。2 人乗務に関して一元配置分散分析を行った結果、乗務時間と Δ SPには有意性が生じた。(n=15×7,p=0.00013)。これを多重比較検定した結果、5 時間台と 7,8,9,10 時間台それぞれとの比較において有意性が認められた。



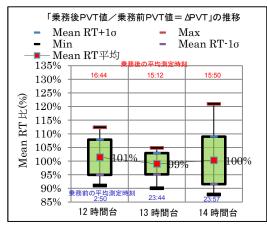
グラフ3 乗務時間と ΔSP(2 人乗務)

<u>a-2 乗務時間と疲労の関係(3 人乗務)</u>

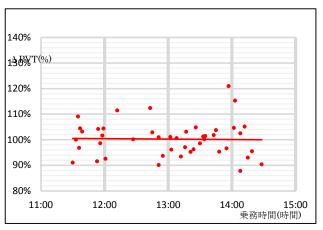
〈PVT 調査〉

- ・調査対象区分(12 時間台、13 時間台、14 時間台)毎の Δ PVT をグラフ4に示す。乗務時間の長さに応じて Δ PVT が増加傾向にあることは確認できなかった。また一元配置分散分析を行った結果、乗務時間と Δ PVT には統計的な有意性は認められなかった。(n=15×3, p=0.63064)
- ・具体の乗務時間に対する Δ PVT についてグラフ 5 に示す。 具体の乗務時

間の長さに応じて Δ PVT に増加傾向にあることは確認できなかった。また無相関検定を行った結果、乗務時間と Δ PVT には有意性は確認できなかった。 (n=15×3, p=0.86919)



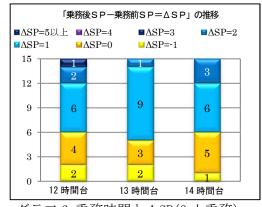




グラフ 5 具体の乗務時間と Δ PVT (3 人乗務)

〈サムピレッリ調査〉

調査対象区分(12 時間台、13 時間台、14 時間台)毎の Δ SP をグラフ 6 に示す。乗務時間と Δ SP には特段の傾向は確認できなかった。また一元配置分散分析を行った結果、乗務時間と Δ SP に有意性は確認できなかった。 $(n=15\times3, p=0.90537)$ 。



グラフ 6 乗務時間とΔSP(3人乗務)

b-1 乗務時間帯と疲労の関係(2 人乗務)

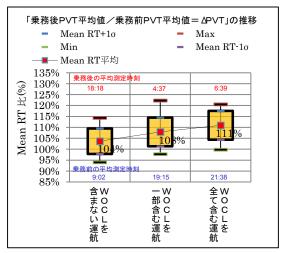
〈PVT 調査〉

2 人乗務の乗務時間帯と Δ PVT の関係をグラフ 7 に示す。乗務時間に身体的低調期 (WOCL) を含む時間が増加するに連れ、 Δ PVT は増す傾向が見られた。また一元配置分散分析を行った結果、乗務時間帯と Δ PVT について有意性が認められた (n=15×3, p=0.01445)。また多重比較検定を行った結果、乗務時間が WOCL を含まない場合と乗務時間に WOCL の全てを含む場合の Δ PVT との関係に有意性が認められた。 (n=15×3, p=0.0107884)

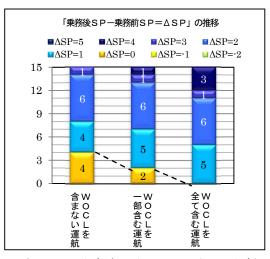
〈サムピレッリ調査〉

2 人乗務についての乗務時間帯と Δ SP との関係をグラフ8に示す。乗務時間が WOCL にかかる時間が増加するに連れ、疲労を感じる者が増す傾向が見られた。一元配置分散分析を行った結果、乗務時間帯と Δ SP は有

意傾向にあった(n=15×3, p=0.08601)。



グラフ 7 乗務時間帯と Δ PVT (2 人乗務)



グラフ8 乗務時間帯とΔSP (2人乗務)

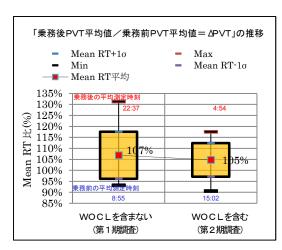
b-2 乗務時間帯と疲労の関係(3 人乗務)

〈PVT 調査〉

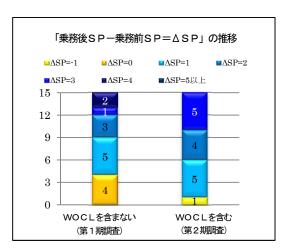
3人乗務の場合の乗務務時間帯と Δ PVTの関係をグラフ9に示す。乗務時間にWOCLを含む場合よりも含まない場合の方が Δ PVTは増す結果となった。また一元配置分散分析を行った結果、乗務時間帯と疲労度について有意性が認められなかった(n=15×2, p=0.55115)。

〈サムピレッリ調査〉

3人乗務の場合の乗務時間帯と Δ SPの関係をグラフ 10 に示す。乗務時間に WOCL を含まない場合の方が疲労前後で疲労度が変わらないと答える者が多い一方で、大きく疲労度を感じる者が多い結果となった。また一元配置分散分析を行った結果、乗務時間帯と Δ PVT について有意性は確認されなかった(n=15×2, p=0.47319)。



グラフ 9 乗務時間帯と Δ PVT (3 人乗務)



グラフ 10 乗務時間帯と ΔSP(3 人乗務)

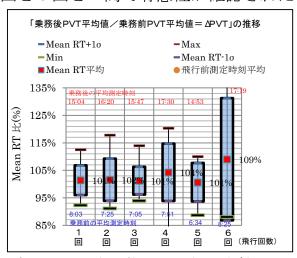
c 飛行回数と疲労の関係

〈PVT 調査〉

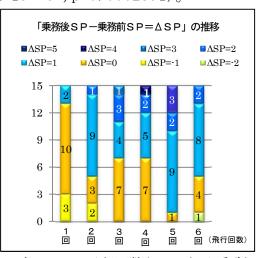
飛行回数と Δ PVT の関係をグラフ 11 に示す。飛行回数の増加につれ Δ PVT はやや増加する傾向がみられた。また飛行回数が 6 回の場合、疲労度に大きなバラツキがみられた。一元配置分散分析を行った結果、飛行回数と Δ PVT について有意性は確認されなかった (n=15×6, p=0.35402)。

〈サムピレッリ調査〉

飛行回数と Δ SPの関係をグラフ 12 に示す。飛行回数の増加に伴い乗務後に疲労を感じる者の割合は増加する傾向がみられた。また一元配置分散分析を行った結果、飛行回数と Δ SP について有意性が認められた (n=15×6,p=0.00136)。またこれについて多重比較検定を行った結果、飛行回数1回と5回との間で有意性が確認された (n=15×6,p=0.0002391)。



グラフ 11 飛行回数と Δ PVT (2 人乗務)



グラフ 12 飛行回数と ΔSP(2 人乗務)

(3) 実態調査のまとめと考察

実熊調査の結果の概要と考察を以下に示す。

①乗務時間と疲労

- ・2 人乗務では乗務時間の増加に伴い疲労度は増加傾向にあった。
- ・2 人乗務に比べ3 人乗務の場合には疲労度は改善された。これは、運航中の機上での休息により疲労が改善されることが要因として考えられる。
- ・3 人乗務では乗務時間と疲労度との関係は確認できなかった。これは、運 航中の機上の休息(今回の調査では全てのケースで乗務時間を 6 分割に分 けクラス1の仮眠設備で2度の休息を取得)により、疲労が改善されるこ

とや操縦士は長時間の覚醒状態が発生しないことが要因として考えられる。

②乗務時間帯と疲労

- ・2 人乗務では、乗務する時間帯に WOCL を含む長さに応じて疲労度は増加する傾向にあった。
- ・3 人乗務では乗務する時間帯と疲労度との関係性は確認できなかった。 これは、運航中における機上での休息により、疲労が改善されているこ とが要因として考えられる。

③飛行回数と疲労

飛行回数が増加するにつれ疲労度はやや増加する傾向にあった。また、飛行回数が6回の場合には疲労度に大きなバラツキがみられた。

(結果の概要)

	2名編成	3名編成
① 乗務時間	乗務時間の増加に伴い、 疲労度は増加傾向	・疲労度は2名編成に比べ改善・乗務時間と疲労度の関係性は確認されなかった。
②乗務時間帯	WOCL にかかる長さに応 じて疲労度は増加傾向	乗務時間帯と疲労度の関係性は確 認されなかった。
③飛行回数	飛行回数の増加に伴い、 疲労度はやや増加傾向	_

3. 疲労管理基準の考え方

国が定めるべき疲労管理基準の考え方について、1. に示す基本的な方向性 に沿って検討した結果を以下に示す。

(1)乗務時間

①連続乗務時間(2人編成)

〈新基準とすべき目安〉

共享交通 14.4 14.5 24.1 ※	飛行回数			
勤務開始時刻*	2回以下	3 回以上		
0:00~4:59	9 時間	8 時間		
5:00~16:59	10 時間	9 時間		
17:00~23:59	9 時間	8 時間		

[※]時差順応している地域をベース

〈考え方〉

- ・2. に示す実態調査の結果(乗務時間に応じて疲労が増加)を踏まえ、現在の「12 時間」とする上限時間について、米国の基準の根拠となる研究論文(10 時間を超えると事故率が 1.7 倍)、欧州の基準を参考に、「10 時間」に短縮。
- ・また、2. に示す実態調査の結果(乗務時間が WOCL に含まれる時間の大き さに応じて疲労が増加、飛行回数に応じて疲労度がやや増加傾向)、ICAO Doc 及び米国の基準(乗務時間帯を考慮)を踏まえ、乗務時間の上限時間 を、乗務時間帯及び飛行回数に応じて1時間減ずる。

②連続乗務時間(3人、4人編成)

〈新基準とすべき目安〉

3 人編成:15 時間(13 時間以上の運航を行う場合はクラス1 の仮眠設備が必要。また操縦士一人当たりの連続乗務時間が8 時間を超えない休息パターンの設定が必要。)

4人編成:17時間(航空機内に適切な仮眠設備が必要)

〈考え方〉

・3 人乗務については、米国と同様に2 人乗務での連続乗務時間の最大の

[※]時差順応が不明な場合は、連続乗務時間の上限値は最も厳しい時間帯の上 限値を適用

上限時間から算出される操縦士一人あたりの乗務時間を基本としつつ、運航中の休息による疲労改善効果、2. に示す実態調査の結果(12 時間、13 時間、14 時間台で疲労度との関係性は確認できない)を踏まえ、3 人乗務では連続 15 時間を上限時間と設定。ただし、この場合、1 人の操縦士が連続で8 時間を超える乗務を行わないよう計画することや、クラス 1 の仮眠設備で休息できることが必要。

- ・4 人乗務については、機上での仮眠は3 人乗務の方がとりやすいという意見や現在の国内航空会社において4 人乗務による運航が行われていないことを踏まえ、当面は厳格な米国の基準を参考に17時間と設定。
- ・また、3人編成及び4人編成の場合には、WOCLを含む運航であっても2. に示す実態調査の結果により、機上での睡眠により疲労の回復が見込まれることから、欧州と同様に乗務時間帯については考慮しない。

③累積乗務時間

〈新基準とすべき目安〉

連続 28 日間:100 時間連続 365 日間:1000 時間

〈考え方〉

- ・上限時間は、既に欧米と同様である現行の日本の基準値(100 時間、1000 時間)とする。
- ・ICAO Doc や欧米同様に連続管理とし、連続管理の区分は ICAO Doc にあわせ「日数」管理に統一する(現在の日本は暦月年管理)

(2)飛行勤務時間

①連続飛行勤務時間(2人編成)

〈新基準とすべき目安〉

勤務開始時刻※	飛行回数								
到/穷 开 好 时	1~2	3	4	5	6	7	8	9	10
0:00~4:59	11h	10. 5h	10h	9. 5h	9h	9h	9h	9h	9h
5:00~5:59	12h	11. 5h	11h	10. 5h	10h	9. 5h	9h	9h	9h
6:00~13:59	13h	12. 5h	12h	11. 5h	11h	10. 5	10h	9. 5h	9h
14:00~15:59	12h	11.5h	11h	10. 5h	10h	9. 5h	9h	9h	9h
16:00~23:59	11h	10. 5h	10h	9. 5h	9h	9h	9h	9h	9h

※時差順応している地域をベース

※飛行勤務の前後で必要な休養時間にそれぞれ 2 時間追加するか、飛行後に 4 時間追加することにより、連続 7 日間のうち 2 度まで、1 時間以内の延長 が可能。延長は事前に計画され、飛行勤務時間に WOCL を含まない場合の飛行回数は 5 回まで、WOCL を含む時間が 2 時間以内の場合は 4 回まで、WOCL を含む時間が 2 時間を超える場合は 2 回までとし、いずれの場合も編成数の追加による延長や短期間の休養と併用してはならない。

※時差順応が不明な場合は、飛行勤務時間の上限値は最も厳しい時間帯の上 限値を適用。

〈考え方〉

- ・欧米の上限時間を設定する上で参照されている共通の研究論文(13 時間をこえると事故率が 5.5 倍)を参考に、欧州と同様に上限時間を 13 時間に設定。
- ・時間帯の区分は、2. に示す実態調査の結果(乗務時間に WOCL が含まれる時間が多いほど疲労度は増加)等も踏まえ厳密に WOCL の影響を考慮している欧州の基準と同様に、WOCL に乗務時間が重なる時間の長さに応じて1時間ずつ減じ下限値は11時間と設定し最小下限値を9時間とする。
- ・また、飛行回数の影響を踏まえ、欧米と同様に飛行回数に応じ30分減ずる。

②連続飛行勤務時間(3人編成・4人編成)

〈新基準とすべき目安〉

・飛行回数が2回以下の場合

編成数	機内仮眠設備のレベル※				
7年7人安人	クラス1	クラス 2	クラス 3		
3 人編成	17h	16h	15h		
4 人編成	18h	17h	16h		

・飛行回数が3回以上の場合

編成数	機内仮眠設備のレベル※			
附用几人安人	クラス 1	クラス 2	クラス 3	
3 人編成	16h	15h	14h	
4 人編成	17h	16h	15h	

クラス1:操縦席・客室から隔離され、温度調節・調光・遮音が可能で、 フラットな睡眠姿勢が取れる設備

クラス 2:乗客からカーテン等で仕切られ、明るさや音が軽減可能で、 十分なリクライニング可能な設備

クラス3:フットレスト等があり、40度のリクライニング可能な、操縦 室又は客席のシート。

〈考え方〉

①に示す2人乗務の基準と同様に欧州の基準を参考とし、編成数と機内の仮眠設備レベル(欧米ともに同様の定義)に応じて飛行勤務時間の上限値を設定。

③累積飛行勤務時間

〈新基準とすべき目安〉

連続7日毎 : 60 時間連続28日毎:190 時間

〈考え方〉

- ・上限時間については、欧米と同様の値を設定
- ・ICAO Doc や欧米同様に連続管理を導入することとし、その区分は連続飛行勤務と同様にあわせ「日数」管理に統一

(3)休養時間

①飛行勤務前の休養時間

〈新基準とすべき目安〉

- ・勤務終了後から次の飛行勤務までに必要な休養時間:10 時間(ただし、ベッド等の適切な休養設備で睡眠の取れる時間が8時間未満となる場合は、8時間を確保するための追加の休養時間が必要)
- ・飛行勤務に WOCL を含む場合は勤務終了後に以下の休養時間を追加 >WOCL を含む時間が 2 時間未満: 2 時間 >WOCL を含む時間が 2 時間以上: 4 時間

〈考え方〉

- ・ICAO Doc(必要な睡眠時間(7~9h))や欧米の基準を参考に基本となる休養時間として8時間の睡眠を確保できる10時間を設定。
- ・加えて、ICAO Doc (深夜早朝業務での追加休養の考慮) や 2. に示す実態調査の結果 (WOCL に乗務する場合には疲労が増加) を踏まえ、飛行勤務にWOCL を含む場合にはその大きさに応じて休養時間を追加 (休養時間は現在の運用状況を勘案)

②定期的な休養時間

〈新基準とすべき目安〉

- ・168 時間毎:2回の夜を含む連続36 時間以上
- ・上記に掲げる定期的な休養の間に WOCL を含む飛行勤務が 4 回以上ある場合は、当該飛行勤務後の定期休養時間は連続 60 時間以上必要。

〈考え方〉

- ・ICAO Doc (累積疲労防止のための定期休養が必要)を踏まえ、欧米と同様に 168 時間毎に必要な定期休養時間を設定。具体的な休養期間については、ICAO Doc の内容(最低連続2夜を含む休養が必要)を踏まえ欧州と同様の値(2夜**を含む36時間)を設定。 ※ 22時から8時の間の8時間
- ・加えて、実態調査による深夜早朝乗務の疲労への影響の大きさを踏まえ、 当該乗務の頻度が多い場合は、欧州と同様に追加休養を設定。

③短期間の休養

〈新基準とすべき目安〉

飛行勤務内における短期間の休養時間は、飛行勤務時間に含むこととす

るが、以下の条件を満たす場合には、休養時間の50%まで飛行勤務時間の 上限を延長可能とする。ただし飛行勤務時間の延長にかかる他の条件との 併用は禁止。

- ・2人乗務編成であること。
- ・地上で連続3時間以上の休養時間(移動時間を除く)が取れること
- ・休養時間が 6 時間を超える場合又は WOCL に係る場合は適切な休養施設を用意すること。

〈考え方〉

飛行勤務内に取得する短期間の休養の疲労改善効果を踏まえ、欧州と 同様に休養時間の長さ等に基づいた飛行勤務時間の延長を規定。

(4) 時差

①時差順応の定義

〈新基準とすべき目安〉

時差順応の有無の判断基準として以下の表を設定

11土 🛨		到着地におけ	る出発してか	らの経過時間]
時差	~<48	48≦~<72	72 ≦∼ <96	96 ≤∼ <120	120≦∼
2<~≦4		現地			
4<~≦6	디디 소송 남한	不明* 現地			
6<~≦9	出発地	不明]*	現均	也
9<~≦12		不明* 現地			現地

[※]時差順応が不明な場合は、乗務時間及び飛行勤務時間の上限値は最も厳しい時間帯の上限値を適用。

〈考え方〉

ICAO Doc の規定(時差順応には 1~2 日間では難しい、時差の大きさによって時差順応の時間が増加)を踏まえ、米国のように一律の時間(現地滞在時間が 36 時間以上等)ではなく、欧州と同様の基準とする。

②時差のある地域を運航後の到着地における追加休養

〈新基準とすべき目安〉

時差のある地域(2 時間超)で休養する場合は、次の飛行勤務までの休養時間に、本拠地と到着地との時差の大きさの半分の時間を追加。

〈考え方〉

- ・時差の影響により現地での睡眠が適切に取れない状況に対応するため、 時差の伴う運航を行う場合は、到着地での休養時間を(3)①に示す休養時間に追加(ICAO Doc で時差の影響を踏まえた追加休養の必要性を規定)
- ・追加する休養時間は、欧州のように一律で規定(+4時間程度)するのではなく、時差の大きさに応じた値とする。

③時差のある地域を運航後の本拠地における休養時間

〈新基準とすべき目安〉

時差のある地域を運航する一連の乗務を終えた後に本拠地で休養する場合には、次の飛行勤務までに以下の休養が必要。

本拠地と現地との	本拠地における勤務開始時からの経過時間				
間の時差の大きさ	~<48	48≦~<72	72 ≦∼ <96	96≦∼	
4≦ ~ ≦6h	2夜	2夜	3 夜	3 夜	
6h< ~ ≦9h	2夜	3 夜	3 夜	4 夜	
9h< ~ ≦12h	2夜	3 夜	4 夜	5 夜	

〈考え方〉

- ・ICAO Doc の規定(時差の影響を踏まえた追加休養が必要)を踏まえ、欧米と同様に、時差のある運航を伴う一連の乗務を終えた後に本拠地で休養する場合には、(3)①に示す基本とする休養時間よりも長い時間が必要。
- ・必要な休養時間については、運航する地域の時差の大きさと、時差のある地域で過ごす時間に応じて本拠地での時差順応に必要な時間は異なることから、これらを勘案している欧州と同様の基準とする。

(5) スタンバイ(待機) の考え方

〈新基準とすべき目安〉

・空港での待機:

飛行勤務時間に含めて制限(適切な休養施設で待機可能な場合は「空港 以外での待機」に含める)

・空港以外での待機:

14 時間以内であること。また 2 人編成の場合は、「待機時間+その後の飛行勤務時間」が「飛行勤務時間の上限+4 時間」又は「16 時間」のう

ちいずれか少ない時間を超えないこと。3 人以上の編成の場合は、「待機時間+その後の飛行勤務時間」が「飛行勤務時間の上限+4時間」を超えないこと。

〈考え方〉

エアカナダによるインシデント(スタンバイの時間とその後の飛行勤務時間の合計が長かったことが一因別紙6参照)を踏まえ、厳格にスタンバイの時間制限等を規定する米国と同様の基準を設定。

(6)不測の事態への対応

①乗務時間の延長

〈新基準とすべき目安〉

離陸後に発生した不測の事態(急な気象変化、機材の不具合、交通管制の遅延など事前に予測できない事態)への対応のために適切な空港に着陸するまでの間の延長は可能。※延長した場合は国への報告が必要

〈考え方〉

乗務時間の上限を超えて乗務する場合の運航への影響を踏まえ、延長は離陸後であって不測の事態が発生した場合に限る(米国と同様)。

②飛行勤務時間の延長

〈新基準とすべき目安〉

離陸前:

2人編成の場合は最大2時間、3人編成以上の場合は最大3時間の延長が可能(1時間を超える延長の場合は国への報告が必要)。また、地上で連続3時間以上の休養時間(移動時間を除く)が取れ、休養時間が6時間を超える場合又はWOCLに係る場合で適切な施設で休養できる場合は、休養時間の50%まで飛行勤務時間の上限を延長可能とする。

離陸後:

適切な空港に着陸するまでの間、延長が可能

〈考え方〉

米国の基準に加え、編成数を考慮した欧州の基準を参考に設定。(米国は一律最大2時間)

(7)引き続き検討が必要な課題

諸外国の中には、運航中に予期しない強い眠気をもよおすケースへの緊急 避難的な対応のため「コントロールレスト」という短時間の睡眠を取る方法 が取り入れられている。これまでも生理的欲求に対しては一時的に操縦席から離れることはあるが、2人編成において睡眠を取り回復を図る場合は、他 方の操縦士の注意力維持、眠後の睡眠慣性、常態化など、多くの課題も考えられるところであり、まずはその効果、課題、対策等について整理する必要がある。

現行の睡眠薬の内服の条件(乗務前 36 時間以上の内服のみ可能)を変更することで、時差のある地域での入眠対策として使用しやすくなるが、一方で、薬の常習性等のリスク、航空会社の健康管理体制、薬剤の管理方法等の課題についての整理が必要である。

また、(1)~(6) に基づき国が定める統一的な基準に従った疲労管理の方法 以外であっても、 Π 4(2) に示す FRMS など、航空会社それぞれの運航環境や 特性にあった、より詳細かつ柔軟に疲労管理を行うことを可能とする制度構 築に向けた検討が必要である。

4. 航空会社・操縦士による取組

航空当局の定める基準は最低限遵守すべきものであり、効果的な疲労管理 を実現するためには、航空会社及び操縦士においても、それぞれの役割を踏ま えた取り組みを行うことが重要である。

(1)航空会社の取組

- ・操縦士や乗務割等の関係者に対し、疲労のメカニズム(疲労の要因、疲労による操縦への影響・発生した事故、具体の改善策等)について正しい理解が定着するよう教育を徹底すること。
- ・疲労情報を適切に収集・分析の上、例えば特定の路線について搭乗する操縦士の追加や到着地での休養時間の増加、操縦士の睡眠が確保できる休養環境の提供など、運航環境に応じたきめ細やかな操縦士の疲労管理を行うこと。
- ・個々の操縦士の疲労度はその日の体調に加え、自身の置かれた職場環境 や家庭環境によっても異なることから、航空会社は自社の健康管理体制の もと、日常より操縦士の健康状態を適切に管理すること。また、待機して いる操縦士に対し運航便を割り当てる場合は、当該便の運航に影響のない 状態であることを確認すること。

・乗務前には運航に影響がない状態であることを同乗の操縦士が確実に確認し運航への影響を防ぐこと。

(2)操縦士の取組

- ・操縦士は、計画された休養期間において十分な睡眠を確保するほか、過度 の疲労の要因となる活動等を行った場合にはその影響を十分に考慮する こと、待機時に運航便が割り当てられた後の仮眠機会の活用など、自らの 心身の状態を適切に管理し、次の飛行勤務にあたって適した状態を維持で きるよう努めること。
- ・乗務前に疲労を感じ正常な乗務ができないおそれがある場合には、躊躇することなく自ら申し出ること。加えて、航空会社が行う操縦士の疲労リスク管理制度の有効性向上のため、乗務中等に疲労を感じた場合には会社に対し適切に疲労情報を報告すること。

Ⅵ. おわりに

本とりまとめは、我が国における操縦士の疲労管理の考え方をまとめたものである。

航空局は、本とりまとめで示した国が定めるべき疲労管理基準の考え方に基づき、実際の運用方法等を十分に考慮した上で詳細な事項を整理し、早期に基準を制定するべきである。基準の施行にあたっては、航空会社における乗務管理システムの改修や規定類の変更など、準備のための期間を十分に設けるべきである。

疲労とは起床から睡眠中に至る全ての行動に影響を受け、個人差も大きくまた未だ科学的に完全には解明されていない部分も多い。欧州などでは既に疲労管理基準を定め運用を行っていながらも、引き続き疲労についての調査研究を進めている状況である。

我が国においても、疲労管理基準を導入以降も、引き続き関係者間での連携を密にし、実際の運用状況の分析や諸外国の動向等を常に研究しつつ、疲労管理制度の発展に向けた取組を継続して進めるべきである。

「操縦士の疲労管理に関する検討会」 委員名簿

(50音順、敬称略)

伊藤 洋 東京慈恵会医科大学葛飾医療センター参与

井上 伸一 公益社団法人日本航空機操縦士協会 会長

河内 啓二 東京大学名誉教授

高橋 正也 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総 合研究所産業疫学研究グループ 部長

細谷 龍男 東京慈恵会医科大学名誉教授

「操縦士の疲労管理に関する検討会」 開催実績

○第1回

日時: 平成30年7月23日(月)10:30~12:30

場所:国土交通省4階特別会議室

議題:検討会の設置趣旨、海外の動向と我が国の現状説明、検討にあたって

の方向性についての議論、今後の進め方の説明

○第2回

日時: 平成30年11月12日(月)13:30~15:30

場所:国土交通省4階特別会議室

議題:第1期実態調査の結果のレビュー、第2期実態調査についての議論、

今後の進め方の説明

○第3回

日時: 平成30年2月18日(月)15:00~17:00

場所:国土交通省4階特別会議室

議題:日本乗員組合連絡会議、定期航空協会からのヒアリング

〇第4回

日時: 平成 30 年 3 月 18 日(月) 15:00~17:00

場所:国土交通省4階特別会議室

議題:第2期実態調査についてのレビュー、操縦士の疲労管理について(と

りまとめ案)の議論

	事故概要	事故原因(疲労との関係)
1993.8	アメリカン・インターナショナル808便(DC8貨物)が、 キューバグアンタナモ空港進入中における墜落	疲労による判断能力等の減少、Flight time/FDPの規則が不十分であること
1997.8	大韓航空801便(B747-300)が、グアム国際空港進入中に滑走路手前で墜落。搭乗者254人中228人が死亡	機長の疲労と会社の不適切な訓練により、機長が適切にブリーフィングと非精密進入をしなかったことと、副操縦士等が効果的な監視等をできなかったこと
1999.6	アメリカン航空1420便(MD-82)が、リトルロックナショ ナル空港着陸中の滑走路オーバーラン	疲労 等によるパフォーマンスの低下と不適切な操作により、乗員が激しい雷雨接近時に進入を継続したことと、接地後にスポイラーが展開していることを確認しなかったこと
2002.7	FedEx1478便(B727)が、タラハシー国際空港進入中、 木に衝突して墜落	乗員の疲労、飛行手順の不遵守、進入監視の不実施、副操縦士の色覚の欠如により、適切なグライドパスを設定し維持できなかったこと
2007.2	シャトルアメリカ6648便(ERJ-170)が、降雪時にク リーブランド・ホプキンス国際空港着陸中の滑走路 オーバーラン	乗員の不適切な判断・着陸操作と、機長の疲労や懲罰の恐れのない会社の 疲労報告ポリシーの欠如により、滑走路が認識できないことに対する進入復 行をしなかったこと
2009.2	コルガン・エア3407便(DHC-8-400)が、バッファロー・ナイアガラ国際空港進入中に住宅地に墜落。乗員乗客49名全員に加え地上の1名が死亡	乗員の速度監視の不実施、飛行手順の不遵守、効果的でない飛行監視及び会社の着氷中の進入時における速度設定管理手順により、機長が失速警報装置作動時に不適切な対応を行ったこと(乗員の上記対応の理由に <u>疲労</u> があるとされた)
2014.7	復興航空Transasia Airways222便(ATR72)が、台湾 馬公空港着陸復行後に住宅地に墜落	悪天候の中、最低降下高度を下回る高度で飛行したこと、乗員間の意思疎通不足、着陸復行の判断の遅れ等が原因であるが、安全に影響した事項の1つに機長の疲労があげられている
2017.7	エアカナダ795便(A320)がサンフランシスコ空港着陸 進入時に誤って誘導路に着陸を試みた事案	滑走路への目視進入の際に誘導路を滑走路と誤認するなど、操縦士による 様々なヒューマンエラーが重なり発生。その背景に操縦士がスタンバイ時か ら長時間覚醒状態であったことが関係することがあげられた。

米国・欧州における疲労管理基準(詳細版)

区分	米国	区欠州
	○連続 24 時間以内:以下の表の通り	○連続 24 時間以内:無し
<u> </u>	勤務開始時刻* 2人 3人 4人	
	20:00~4:59 8hr	
	5:00~19:59 9hr 13hr 17hr	
	※時差順応している地域をベース。	
	│ │○連続 672 時間(28 日相当): 100 時間以内	○連続 28 日:100 時間以内
	○建稅 072 時間 (20 日相当) . 100 時間以内	 ○連続 12 ヶ月:1,000 時間以内(1 暦年:900 時間以内)
	○連続 365 日:1,000 時間以内	○建統 12 ケ月:1,000 時间以内(1 僧平:900 時间以内)
飛行勤務時	○2 人乗務	○2 人乗務
<u>間</u>	勤務開始時間 飛行回数	勤務開始 飛行回数
	1 2 3 4 5 6 7+ 0:00-3:59 9	時間 1-2 3 4 5 6 7 8 9 10
	4:00-4:59 10 9	0000-0459 11 10.5 10 9.5 9
	5:00-5:59 12 11.5 11 10.5 6:00-6:59 13 12 11.5 11 10.5	0500-0514
	7:00-11:59 14 13 12.5 12 11.5	0515-0529 12.25 11.75 11.25 10.75 10.25 9.75 9.25 9
	1200-12:59 13 12.5 12 11.5 1300-1659 12 11.5 11 10.5	0530-0544 12.5 12 11.5 11 10.5 10 9.5 9
	1700-2159 12 11 10 9	0545-0559 12.75 12.25 11.75 11.25 10.75 10.25 9.75 9.25 9
	2200–2259 11 10 9 2300–2359 10 9	0600-1329 13 12.5 12 11.5 11 10.5 10 9.5 9 1330-1359 12.75 12.25 11.75 11.25 10.75 10.25 9.75 9.25 9
	<u> 2300-2339 </u>	1400-1429 12.5 12 11.5 11 10.5 10 9.5 9
		1430-1459 12.25 11.75 11.25 10.75 10.25 9.75 9.25 9
	○3 人·4 人乗務	1500-1529 12 11.5 11 10.5 10 9.5 9
	機内休養設備のレベル	1530-1559 11.75 11.25 10.75 10.25 9.75 9.25 9
	勤務開始時間 編成 クラス1 クラス2 クラス30:00~5:593人151413	1600-1629 11.5 11 10.5 10 9.5 9
	4人 17 15.5 13.5	1630-1659 11.25 10.75 10.25 9.75 9.25 9
	6:00~6:59 3人 16 15 14	1700-2359 11 10.5 10 9.5 9
	4人 18.5 16.5 14.5	※時差順応している地域をベース。(時差順応が不明な
	7:00~12:59 3人 17 16.5 15 4人 19 18 15.5	合は最大値が11時間になる等より厳しい基準が適用)
	13:00~16:59 3人 16 15 14	※飛行前後で2時間又は飛行後に4時間以上、通常より 長い休養を取る場合には、上記表の値から1時間延長
	4人 18.5 16.5 14.5	能(7日間に2回までのみ可能。加えて、飛行勤務時間
	17:00~23:59 3人 15 14 13	が身体的低調期にどれだけ重なるかにより延長可能な
	4人 17 15.5 13.5 ※・クラス 1:操縦席・客席から隔離され、温度	行回数が制限されるなどの条件あり)
	調節、調光、遮音が可能で、フラットな睡眠	○3人・4人乗務
	姿勢が取れる設備	機内休養設備のレベル
	・クラス 2: 乗客からカーテン等で仕切られ、明	編成 クラス 1 クラス 2 クラス 3
	るさや音が軽減可能で、十分なリクライニン	3人 16 15 14 4人 17 16 15
	グが可能な設備	※9 時間以上のフライトを含むことが条件。2 フライトまつ
	・クラス 3: フットレスト等があり、40 度リク	は上記表の値から1時間まで延長可能。
	ライニング可能な、操縦室又は客席のシー	
	ト。ビジネスシート等	
	○168 時間毎:60 時間	○7 日気:60 時間 / 思葉勘察時間〉
	○672 時間毎:190 時間	○7 日毎:60 時間(累積勤務時間) ○14 日毎:110 時間(累積勤務時間)
		○28 日毎:190 時間 (累積勤務時間)
 炑養時間	 ○乗務間	〇乗務間
<u> </u>	- 8 時間の睡眠を確保できる 10 時間	・本拠地の場合:12時間又は直前の勤務時間の長い方
		・本拠地以外 : 8 時間の睡眠時間を確保できる 10 時間又(
		直前の勤務時間の長い方
	○168 時間毎(7 日間に相当):30 時間。	○168 時間毎(7 日間に相当):2回の夜を含む36 時間。
		○その他
		○その他 168 時間毎に必要な休養の間に、4 回以上の深夜勤務/早期
	1	」 IVV MIRIAICを安な外後の問じ、サビルエリ水喰制術/干

<u>時差</u>

〇時差順応の定義:

到着地において勤務終了後に 36 時間以上経過又 は到着地に 72 時間以上いる

〇時差順応の定義:

- ・前の勤務の出発地と到着地との時差が2時間以内の場合
- それを超える時差の地域を運航する場合に時差順応してい ると扱う地域は以下の通り

時差	順応	順応地における勤務開始時からの時間				
时左	<48	48~72	120~			
≤4		D				
≤6	B	X D				
≤9	D	X D)	
≤12		X D			D	

B:出発地の時差に順応 D: 到着地の時差に順応 X:時差順応地域が不明

○飛行勤務時間への影響

出発地に時差順応していない場合、最後に時差順 応している地域の時間帯を起点とし、かつ、飛行勤 務時間から一律で-0.5時間減して計算。

〇飛行勤務時間への影響

時差順応不明時には飛行勤務時間最大値は以下の表を適用

飛行回数								
1-2	3	4	5	6	7	8		
11	10. 5	10	9. 5	9	9	9		

○休養時間への追加要件

本拠地を出発して、168時間以上本拠地に戻らない 乗務パターンであって、その中に60度以上の経度を 超える地域を含む場合には、本拠地に戻った際に、3 夜を含む休養 56 時間。

○休養時間への追加要件

・本拠地を出発して、4時間以上の時差がある地域の運航を含 む一連の勤務を行い本拠地に戻った際に、以下の表に示す休 養が必要。

時差	本拠地における勤務開始時からの時間					
	~48	48~72	72 ~ 96	96 ~		
4~6	2 夜	2 夜	3 夜	3 夜		
≤9	2 夜	3 夜	3 夜	4 夜		
≤12	2 夜	3 夜	4 夜	5 夜		

・4 時間以上の時差がある地域の運航を含む場合で、本拠地以 外での休養する場合は、前の勤務時間と同じか 14 時間の長い ほうの休養が必要。

〇空港での待機時間:FDPに含む

- 〇空港以外での待機時間:(FDPには含まない)
 - ・待機時間が 14 時間以内であること

(2人乗務の場合)

・待機時間とその後の FDP の合計が、「FDP 制限最大 値+4時間」または「16時間」のうち、少ないほう の時間を超えないこと

○空港での待機時間:

- ・勤務時間に含むが FDP には含まない。
- (待機後の FDP について) 待機時間が 4 時間を超えた場合、 超過した時間と同じ時間を FDP 制限最大値から減ずる。
- ・待機時間と FDP の合計値が 16 時間以内であること

(スタンバイ時 間の上限、飛行 勤務時間との 関係、場所の考 慮等)

スタンバイ

- (3人・4人乗務の場合)
- ・待機時間とその後の FDP の合計が、「FDP 制限最大 値+4時間」を超えないこと

〇空港以外での待機時間:

- ・勤務時間に含むが FDP には含まない。
- ・待機時間は16時間以内であること
- ・待機時間の25%は累積勤務時間に含めること。 (2人乗務の場合)
- ・待機時間が6時間を超えた場合*、超過した時間と同じ時間 を FDP 制限最大値から減ずる。

(3人・4人乗務の場合)

- ・待機時間が8時間を超えた場合*、超過した時間と同じ時間 を FDP 制限最大値から減ずる。
- ※ 待機時間が23時から7時の間に始まる場合、当該時間帯 に含まれる待機時間はカウントしない。

不測の事態

<u>への対応</u>

(PIC の判断に より延長・追加 できる時間・休 養期間の設定)

○乗務時間の延長

離陸後に判明した不測の事態の際のみ適切な空 港に着陸するまでの間延長が可能。(10 日以内に当 局に報告が必要)

〇飛行勤務時間の延長

・離陸前:最大2時間の延長が可能。(30分を超え る延長を1勤務中に複数回取得するこ とは禁止)。この場合当局へ是正処置の 報告が必要。

○飛行勤務時間の延長及び休養時間の短縮

機長判断で以下が実施可能

- ・2 人乗務の場合は 2 時間迄、3 人乗務以上の場合は 3 時間 迄延長可。一連の勤務内の最後の飛行における離陸後の場 合、目的地や代替空港に着く迄延長可。
- ・必要休養期間は 10 時間を下回らない範囲で短縮可能。こ れを行った場合、機長は運航者に報告が必要で、1時間を超 える時間の変更時には運航者が国に28日以内に報告。

離陸後:	適切な	:空港に着陸するまでの間	、延長が
	可能.	当局への報告も必要。	

- ・勤務開始報告が遅れる場合、運航規程に勤務開始報告遅れ の際の手順を設定していれば以下が可能
 - →4 時間未満の遅れの場合、飛行勤務時間最大値は元々の 勤務開始報告時間をベースに設定し、飛行勤務時間は遅 れた報告時間から開始する
 - →4 時間以上の遅れの場合、飛行勤務時間最大値は元々の 勤務時間から制限をかけるか、遅れた報告時間をベース に設定し、飛行勤務時間は遅れた報告時間から開始する

<u>要件を満た</u> さない短期 間の休憩

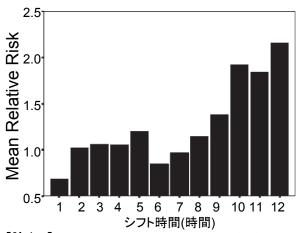
- **休養時間の** ○ 短期間の休憩時間は飛行勤務時間に含まれるもの として取り扱う。ただし、以下の条件を2人乗務の 場合は、飛行勤務時間から除外できる。
 - ・現地時間 22 時~5 時に休憩できること
 - ・宿泊施設到達時から3時間以上の休憩時間がとれ ること
 - ・休憩の計画が飛行勤務開始前になされていること
 - ・計画された時間以上、休憩が取れていること
 - ・休養は少なくとも1回目の飛行が終わった後であ
 - ・飛行勤務時間と休憩の合計が 14 時間を超えない こと

- ○短期間の休憩時間は飛行勤務時間に含まれるものとして取 り扱う。ただし、以下の条件を2人乗務の場合は、休憩時間 の 50%まで飛行勤務時間制限値を延長できる。
 - ・連続3時間以上の休憩時間がとれること
 - ・飛行前後の勤務時間や移動時間(全体で少なくとも30分以 上)は休憩時間から除いて算出する
 - ・休憩が6時間以上となる場合や、身体的低調期にかかる場 合は宿泊施設を用意すること

1 米国の垂発時間 上限(連続24時間)について

【2人編成の乗務時間上限を「9時間」としている根拠】

シフト勤務者の事故リスクがシフト時間10時間超になると増加するという論文(論文1)、事故リスクが機長の勤務時間が10時間以上の場合に1.7倍となるという論文(論文2)、米国のトラック事故率が運転時間8時間を超えると増加するという論文を踏まえ設定



【論文1】Simon Folkard & Philip Tucker. Shift work, safety and productivity. Occupational Medicine, 2003/2/1

機長の勤務 時間(時間)	機長の勤務 時間合計	勤務時間 暴露割合	事故 件数	事故 割合	事故割合/勤務 時間暴露割合
1-3	430136	0.35	15	0.27	0.79
4-6	405205	0.33	15	0.27	0.84
7-9	285728	0.23	14	0.25	1.11
10-12	109820	0.09	8	0.15	1.65
13以上	12072	0.01	3	0.05	5.62
合計	1242961	1.00	55	1.00	1.00

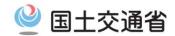
【論文2】Jeffrey H. Goode, Are pilots at risk of accidents due to fatigue?, Journal of Safety Research 34 2003

【3人・4人乗務の制限の設定根拠】

乗務時間制限は直接の運航乗務を行っている時間を制限する目的のため、機内で乗務外のことを行う時間は除外するという考えから、2人乗務の制限値(8~9時間)の平均値8.5時間を基本値として、算出

3人の時間:8.5/2×3≒13時間、 4人の時間:8.5/2×4≒17時間

いずれの根拠もFAA Final rule 2120-AJ58より参照



欧米の飛行勤終時間上限値(2人垂終)について

欧州

【飛行勤務時間の上限の最大13時間と設定している根拠】

FAAの研究論文(論文2)をもとに、事故リスクは機長の勤務時間が13時間以上の場合に5.6倍となるという論文を 踏まえ設定。さらにNASAの研究論文(1996)を参考にして、乗務前後での休養時間を追加することで1時間までの 延長(14時間)を認めている。ただしNASAの研究は飛行勤務時間を10時間から12時間までの延長を認めるもの。

【深夜早朝帯の飛行勤務時間の上限を11時間としている理由】

11時間以上の夜間飛行は困難との論文を踏まえ、飛行回数2回までの最小値を11時間と設定。

【最も厳しい条件の飛行勤務時間の上限を9時間としている理由】

飛行回数の増に伴い疲労度が線形的に増えるという論文(論文3)を踏まえ、13時間から飛行回数毎に30分減少し 9時間と設定。

いずれの根拠もEASA NPA 2010-14及びCRD 2010-14より参照

4.5

疲 4.0

労 度 3.5

3.0

2.5

2.0

米国

【飛行勤務時間の上限を最大14時間としている設定根拠】

欧州の飛行勤務時間の上限である13時間を踏まえつつ、米国は別途乗務時間制限を設けていることや柔軟な路 線編成が可能となるよう、1時間追加し14時間と設定。 5.01

【最も厳しい条件の飛行勤務時間の上限を9時間としている理由】 シフト勤務者の事故リスクがシフト時間10時間超になると増加する論文 (論文1)等を踏まえ身体的低調期の勤務時間帯を9時間と設定

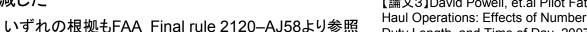
【9時間から14時間の間の飛行勤務時間の決め方】

飛行回数の増加に伴い疲労度が線形的に増えるという論文(論文3)等 を踏まえつつ、飛行回数とパフォーマンスとの定量的な関係は不明であ ることから、5回以上の飛行について一律に時間を減らすと共に、基準値 が高い時間帯、基準値が高く一部が身体的低調期にかかる時間帯は3 回以上の飛行について時間を減じた

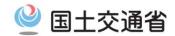
【論文3】David Powell, et.al Pilot Fatigue in Short-Haul Operations: Effects of Number of Sectors,

飛行回数

Duty Length, and Time of Day, 2007



2



3 欧米の飛行勤務時間上限値(3人以上の乗務)について

米国

【最大値の設定根拠】

機内休憩設備のクラス、追加する乗員数と飛行勤務時間の関係を示す論文(2007,オランダ)を根拠に以下の通り設定。

〇機内休養設備を以下に分類

クラス1(操縦席・客席から隔離され、調光、遮音が可能で、フラットな睡眠姿勢が取れる設備) クラス2(乗客からカーテン等で仕切られ、明るさや音が軽減可能で、十分なリクライニングが可能な設備) クラス3(フットレスト等があり、40度リクライニング可能な、操縦室又は客席のシート。ビジネスシート等)

○クラス別の延長時間

クラス1は休憩時間の75%、クラス2は56%、クラス3は 25%延長可能。

例)3人乗務の場合

クラス1:14時間[2人乗務の飛行勤務時間]+13時間[3人の乗務時間制限]/3×0.75≒17時間

クラス2:14時間[2人乗務の飛行勤務時間]+13時間[3人の乗務時間制限]/3×0.56=16.5時間

クラス3:14時間[2人乗務の飛行勤務時間]+13時間[3人の乗務時間制限]/3×0.25≒15時間

【開始時間区分が2人乗務と異なる根拠(2人編成よりも大まかになっている理由)】

身体的低調期の睡眠は回復力が最も高いという論文と、3人以上による乗務中は当該期間中に機上で睡眠が取れることを踏まえ、当該期間に乗務時間が含まれるかではなく、飛行勤務前の睡眠が身体的低調期に取れているかで分類。

いずれの根拠もFAA Final rule 2120-AJ58より参照

欧州

【最大値の設定理由】: 米国同様の論文を踏まえ設定

【開始時間区分が2人乗務と異なり存在しない理由】

身体的低調期に機上で睡眠が取れるため、勤務開始時間で分類する必要がないため

航空運送事業者における疲労管理の取組例

2019年2月18日 定期航空協会説明資料より抜粋した。

・より長い休養時間の付与

- 長時間乗務の長さに応じて乗務後休養を設定(欧米線等は特に長く設定)
- 本拠地に帰着後の休養は到着地での休養より長く設定
- 時差の半分を基本とする長時間乗務後の休養時間に加算
- 乗務時間に含まれる深夜時間帯の割合に応じて基本となる乗務後の休養時間を加算
- 一連の勤務内で乗務の間隔が長い場合、ホテルで休息(計画的もしくは突発的)

•深夜時間帯、長時間乗務の時間上限

- 勤務開始時刻に応じて乗務時間や勤務時間を段階的に制限(深夜時間帯が多いほど制限が厳しい)
- 深夜出発便乗務開始前日の勤務を考慮し負担軽減を図っている

・編成数の増加

- 現在の国の基準では2名編成で運航が可能な路線であっても、個々の路線による運航 環境を鑑み、必要に応じて3名編成で運航を実施

機上仮眠設備の提供

- 長距離路線(欧米線)3名編成運航機材へクラス1機上仮眠設備*のオプションを採用 *:操縦席・客室から隔離され、温度調節・調光・遮音が可能で、フラットな睡眠姿勢が取れる設備
- 中・長距離路線における機上仮眠設備の程度に応じた時間上限の設定

・着陸回数の制限

- 着陸回数に応じ乗務時間や勤務時間を段階的に制限(回数が多いほど制限が厳しい)
- 基本運用の着陸回数上限を設定
- 早朝深夜便の着陸回数上限を設定

・特定路線・パターンの月間乗務回数等の制限

- 長距離線往復乗務の連続回数を調整
- 暦月あたりの現地休養宿泊数を一定以下に制限
- 他より厳しい運航路線(深夜、長時間、現地休養が短い等)の月間乗務回数の調整や 一定以下に制限

操縦士の疲労に関する実態調査実施要領

平成30年7月 平成30年11月(一部改正) 航空局安全部運航安全課

構成

- 1. 調査の位置づけ
- 2. 本要領の目的
- 3. 調査方法
 - (1)全般
 - (2)調査対象項目と条件
 - (3)調査の手法(機器、様式)
 - (4) 測定のタイミングと場所
 - (5)調査対象者
 - (6)調査の立ち会い
 - (7) その他留意事項
- 4. 実態調査実施計画
- 5. データの収集分析

(別紙1) 航空局指定様式

1. 調査の位置づけ

我が国では国際標準に基づき、航空会社において操縦士の疲労を管理するための 制度を段階的に導入することとしている。

第1弾として、平成29年10月より航空会社に対し操縦士の疲労情報を収集し改善を図る体制を構築することを義務付け、第2弾として、平成30年度中を目途に、操縦士の疲労を管理する基準(乗務時間の上限、最小限必要な休養時間等)について、先行して導入している米国や欧州の状況等を参考にして、有識者検討会において検討する予定としている。

本調査は、第2弾の検討にあたっての参考情報とするため、実際の我が国での運 航便における疲労度の調査を欧米の基準と異なる部分を中心に行うもの。

2. 本要領の目的

調査実施にあたっての方法、条件、調査後の分析方法、その他の留意事項について具体的に明らかにし、調査自体の客観性・信頼性を確保することを目的とする。

3. 調査の方法

(1)全般

ICAO ドキュメント 9966 において操縦士の疲労調査方法として推奨されている 方法を可能な限り踏襲し行う。

(2)調査対象項目と条件

【第1期 実態調査(二人編成乗務関係)】

- ・調査対象項目は以下に掲げる2項目とする。
 - ①連続乗務時間と疲労度
 - ②乗務時間帯と疲労度
- ・上記項目について調査する具体的な区分は、米国等と現行の日本の基準との差 を考慮し以下の通りとする。
 - ①連続乗務時間
 - (二人乗務編成)

7 時間台(7:00~7:59 を言う。以下、同様)、8 時間台、9 時間台、10 時間 台の4区分

- (三人乗務編成)
- 10時間台、11時間台の2区分

②乗務時間帯

「乗務時間に WOCL $(2:00\sim5:59$ の時間帯をいう。以下同じ。) が含まれない」、「乗務時間に WOCL の一部が含まれる」、「WOCL の全てが乗務時間に含まれる」の 3 区分

③飛行回数

飛行回数が1回、2回、3回、4回、5回、6回の6区分

- ・また、調査にあたり対象項目以外の要素の影響を出来るだけ排除するように、 それぞれ以下の通り条件を限定し対象とする便等を選定の上行う。
 - ①連続乗務時間についての調査を行う場合の条件
 - ・調査対象者が当日1回目の飛行であること。
 - ・日本出発便であること。
 - ・勤務開始時間帯が7:00~11:59の間であること。
 - ②乗務時間帯についての調査を行う場合の運航便の条件
 - ・調査対象者が当日1回目の飛行であること。
 - ・二人乗務編成で日本出発便であること。
 - ・乗務時間は7時間以上~8時間未満であること。
 - ③飛行回数についての調査を行う場合の運航便の条件
 - ・二人乗務編成の日本出発便であること。
 - 勤務開始時間帯は7:00分~11:59の間であること。
 - ・乗務時間の合計が5時間以上~6時間未満であること。

【第2期実態調査(三人編成乗務関係)】

- ・調査対象項目は以下に掲げる2項目とする。
 - ①連続乗務時間と疲労度
 - ②乗務時間帯と疲労度
- ・上記項目について調査する具体的な区分は、米国等と現行の日本の基準との差 を考慮し以下の通りとする。
 - ①連続乗務時間
 - (三人乗務編成)
 - 12時間台、13時間台、14時間台の3区分
 - ②乗務時間帯

「乗務時間に WOCL (2:00~5:59 の時間帯をいう。以下同じ。) が含まれない」、

「乗務時間に WOCL が含まれる」の 2 区分(実運航便を考慮)

- ・また、調査にあたり対象項目以外の要素の影響を出来るだけ排除するように、 それぞれ以下の通り条件を限定し対象とする便等を選定の上行う。
 - ①連続乗務時間についての調査を行う場合の条件(実運航便を考慮)
 - ・調査対象者が当日1回目の飛行であること。
 - ・日本到着便であること。
 - ・現地と日本との時差は7時間以上10時間以下であること。
 - ・現地での休養時間は原則36時間以上48時間未満であること。
 - 勤務開始時間帯が現地時間で7:00~11:59の間であること。
 - ②乗務時間帯についての調査を行う場合の運航便の条件(実運航便を考慮)
 - ・調査対象者が当日1回目の飛行であること。
 - ・日本出発便であること。
 - ・乗務時間は11時間以上~12時間未満であること。

(3)調査の手法(機器、様式)

ICAO ドキュメント 9966 において推奨されている以下の 2 種類の方法を用いて 疲労度を測定する。

① サムピレッリ調査

調査対象者が自らの状況を踏まえて、以下に示す 7 区分の疲労度のいずれに該当するか報告するもの。別紙1に該当する値を入力する。

【疲労度の分類】

- 1. 完全に覚醒しており、眠気もない
- 2. 非常に活発で、すぐ反応できるが、最高の状態ではない
- 3. 問題はなく、ある程度フレッシュな状態
- 4. 少し疲れを感じ、フレッシュな状態であるとはいかない
- 5.「中」程度の疲れで、元気が出ない
- 6. とても疲れて、集中することが非常に難しい
- 7. 疲労困憊で、効果的に機能することが不可能

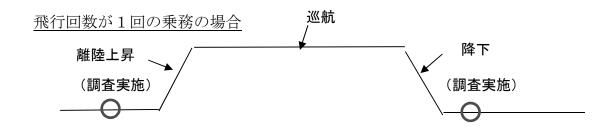
② PVT 検査

・反応速度から疲労度を客観的に測定するもの。調査では乗務前後で PVT 機器を用いて検査し、そのデータを比較衡量する。検査に使用する機器は米国 AMI 社製 PVT192 型を使用することとし、機器の設定は別途航空局等(航空局又は航空局からの調査受託者(以下「受託者」という。))が指定する条件で行うこととする。測定は5分間とすること。

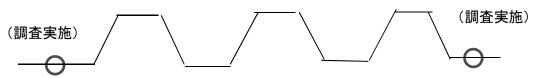
- ・PVT 機器は、原則航空局等より貸与したものを使用することとするが、既に同様のものを航空会社において所有している場合には、当該機器を使用することもできる。(航空局等において当該機器の設定、現在の性能や維持管理 状況を事前に確認できた場合に限る)
- ・調査にあたっては、その後のデータ検証のために、別紙1を用いて、測定前 3日間の睡眠履歴、当該運航便での天候など特記すべき事項等を記入するこ と。

(4)調査のタイミングと場所

- ・調査は乗務前後で行うことする。乗務前は原則ブリーフィングの直前、乗務後はブロックイン(エンジンシャットダウン及びチェックリスト実施後)の直後に行うこと。
- ・測定は可能な限り妨害要素の少ない場所で行うこととする。乗務前は原則ブリーフィングルーム(待機室等の妨害要素等が少ないと認められる場所も可能)とし、乗務後は操縦席で行う。計測はそれぞれ着座した状態で行うこととする。
- ・複数の飛行を含む乗務の場合は、最初の乗務前と最後の乗務後に行うこと。



複数回の飛行を含む乗務の場合



(5)調査対象者

- ・調査対象者は航空会社において選定すること。選定にあたっては、航空会社は、 偏った調査とならないよう関係者と十分に調整を行うこと。
- ・調査対象者は調査対象便の機長(機長が複数の場合は、当該便のPIC)とし、当該 運航便における役割分担(離着陸操作の有無等)を別紙 1 に記録する。加えて、 三人乗務編成の運航便の場合は、対象者の仮眠状況を記録すること。
- ・日本在住の操縦士であること。
- ・各航空会社は調査対象者及び調査便に同乗する他の操縦士に対し、調査の趣旨 を十分に説明し理解を得ていること。

- ・航空会社は調査対象者に対し PVT 機器の操作方法を説明の上、本番の調査前に 少なくとも3回の測定を行い、操作の習熟を図ること。また、サムピレッリ調査 の内容や記入方法等について十分に説明すること。
- ・同一の調査対象者による調査は、原則 5 回までとする。また、同一の者による 3 回以上の調査が困難な場合は、調査日以外の日に 2 日以上、調査実施時と可能 な限り同じ条件(時間帯等)において乗務前に PVT 検査を行いそのデータを取得しておくこと。なお、3 回以上の調査を実施する者であっても有効性検証のため、同様に調査対象以外の日において PVT 検査を行い、データを取得しておくこと が望ましい。

(6)調査の立ち会い

- ・航空会社は調査の実施にあたり、調査対象便に乗務している乗務員以外の職員 を調査の現場に立会人として配置し計測時のサポートを行うこと。
- ・立会人は、計測中の妨害要素(他者からの呼びかけ等)の排除に努め、妨害要素、よそ見、操作ミスや疲労の兆候等を含む測定状況について別紙1に記録すること。
- ・また、航空会社は立会人に対しても本調査の趣旨を十分に説明し、調査対象者 と同様に、PVT機器の操作の習熟、サムピレッリ調査の内容や記入方法等につい て十分に理解を得ていること。
- ・なお、航空局等が、一定程度立会いを行うこととする。その場合は、航空会社が立会人を設定する必要はない。具体的な対象・便数等については、航空局等と航空会社の間で別途調整して決めること。

(7)その他の留意事項

- ・安全運航を最優先とし、測定により今後の飛行の安全に影響が生じると判断される場合等は適宜機長判断により計測を中止、中断すること。
- ・PVT 機器の充電は、測定開始前までに確実に行い、予め使用できることを確認しておくこと。
- ・調査対象者は本調査の趣旨を鑑み、調査にあたってはモチベーションを可能な 限り維持して行うこと。また立会人や航空会社は調査対象者のモチベーション 維持に向けて取り組むこと。
- ・調査方法に疑義等が生じた場合は、航空会社は事前に航空局等へ報告・相談した上で実施する。
- ・航空局等は、今回の調査で得た情報を1. に示す目的以外には使用しない。

4. 調査の計画

・航空会社は、本要領の第1~3に規定する調査が可能な各便・各乗務パターンを

選定し、受託者に提出する。

- ・受託者は、航空会社との調整後、個人特定に繋がるデータを含まない形で航空局 に提出する。その後、有識者会議での議論を経て、実態調査を開始する。
- ・なお、実際調査にあたり、ダイヤ変更(該当路線が無くなる場合及び新たに該当路線が生じる場合双方を含む)や欠航等により、予定していた計画が変更となる場合は、航空会社は個別に受託者に連絡し適宜調整を行うこと。

<u>5. データ収</u>集分析

- ・PVT の測定結果データは、以下のいずれかの方法で受託者が収集すること。
 - a) 受託者が PVT 機器から自身のコンピュータにダウンロード
 - b) 受託者の立ち会いの下で航空会社が自身のコンピュータにダウンロードし、 その場で受託者に提出。
- ・航空会社から受託者への別紙1の提出は、個人が特定できないよう航空会社により秘匿化したうえで提出する。ただし、PVTの測定結果との識別や、調査対象者相互の区別ができるよう共通のIDを付与するなど工夫すること。
- ・受託者は航空会社から提出されたデータを一元的に収集し、厳格に管理するとと もに、有識者の意見を踏まえ航空局から指定された分析手法を用いて、対象項目 毎に、乗務前と乗務後においての比較衡量等を行う。
- ・その際、調査対象者の睡眠履歴や運航中の特記事項、さらには立会人による測定 時の記録(妨害要素の有無等)などを考慮し行うこと。また、分析結果から個人が 特定できないように留意すること。
- ・受託者は分析結果をまとめ、航空局に提出する。

※指定がない限り、時刻は日本時間(JST)HHMMで、時間はHH+MMで記入のこと

① 全般的な言	2録事項		- 1 21 21		調査番号【	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,]
測定情報	測定初E	2018	3/ /	航空機型式			
便関連情報	1便	月	2便目	3便目	4便目	5便目	6便目
測定便名	- 12		Δ.		121		
空港	⇒	,	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
離着陸 離陸			-			NF □PF □PM/PNF	The state of the s
操作 着陸			□PF □PM/PNF				
7 7 7 7			LFF LFW/FINF	/	□ FF □ FIVI/F	/	/ LFF LFW/FINF
STD/STA	/		/	/	/	/	/
乗務時間(計画)	+	•	+	+	+	+	+
ATD/ATA	/		/	/	/	/	/
乗務時間(実際)	+		+	+	+	+	+
出頭時刻			勤務時間(計画)	+		務時間(計画)	+
※飛行勤務時間:出頭	~最終便Block In	合計飛行勤	勤務時間(実際)	+	合計乗	務時間(実際)	+
出頭前通勤	どこから	口自宅 []ホテル □そ(の他()
=	Eな手段	□電車 □]バス 口送迎	車 口自家用車	□DH(航空	₹、鉄道) □その	他)
見	f要時間 「要時間	+	特記	事項			
対象者情報		□20代 [□50代 □60	代 対象者	首名又はID	
				10,000h □10,0		h □15,000~	
			- 満 □5~10回				5手 □その他
睡眠履歴(記		就寝時刻	起床時刻 良		就寝		良普悪
測定当					日前		
出頭前仮眠]あり 🗌 なし]	日前		
3名編成仮眠 □					日前		
	1009 1 40			1	H BU		
LCL	40	0.4		00	0.0	•	
UTC 15 JST 24	18 03	21 06	24 09	03 12	06 15		12 15 21 24
		⊤ ĭ ï ⊤		 	- 13		<u></u>
3日前	 						
2日前				<u>! </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>
i i	 			<u> </u>	 	 	
1日前 1日前				: 	 	 	
測定							
初日			 	 		 	 .
測定 <u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u>i </u>	<u> </u>	<u> </u>	
睡眠に係る							
特記事項							
④ 以下、運輸	 ☆奴マ処1~5	2 7					
			(人別ウ圧タフ	n±1ーデコスト			
調査便全般に			全測定便終了		の担人 以る	-+=73 +N A.E	1人 フの地。
疲労度5(裏面			□あり □オ			を記入。なしの場	
当該疲労を感			(Z) =	҈⊮疲労度₢	り 数値	<u>□5</u> □6 □	1
疲労の具体的		,_		1			
身体的•精神的							
(裏面の「疲労		ら該当する	番号を記入)				
その他の兆候							
当該の疲労が			1る要因(選択し	ン、具体的内容を			
□気象状況	口旅客状	況 口道	函信状況 □ □	軍航状況 □位	木養施設 [□個人要因 □	その他
その際に行った	た疲労軽減	 対策					
ロカフェインの			. コーラなど)	口積極的	的な会話		
口大きな体の				** **	から女品 の点灯(夜間)	フライト時)	
			/なこ/ nむ、書くなど)	口その他		~ / II #9/	
			<u>パロ、書へなと)</u> 関連、測定に関		۱ ت		
くの他 (特託	尹快. 连肌	区で収刀	力圧、別化に決	はなける。			

2	調査時に記入する	る事項	③ 調査時に記入する事項
	調査時期	出発時(ブリーフィング前)	到着時(Block In直後の操縦席)
	測定開始時刻	(I)	(Z) = (I)
		ロブリーフィングルーム 口会議室・ブース	□操縦席
	測定場所	□待機室	口その他()
	MIXC*3171	口その他()	
全	4161142		
般	サムピレリ疲労 度(PVT開始前)		
事項			
7 9		Perelli Checklist)	
		ており、眠気もない 5	「中」程度の疲れで、元気が出ない
		すぐ反応できるが、最高の状態ではない 6	とても疲れて、集中することが非常に難しい
		る程度フレッシュな状態 7	疲労困憊で、効果的に機能することが不可能
		、フレッシュな状態であるとはいかない	
		口あり(下に記入) 口なし	口あり(下に記入) 口なし
		ロa 話しかけ	□a 話しかけ
	妨害要素	□b よそ見	口bよそ見
	加口支票	□c 音(騒音、呼び出し音)	□c 音(騒音、呼び出し音)
Р			□□d その他()
٧	500 N F & #6	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
T 関		口あり(下に理由があればを記入) 口なし	口あり(下に理由があればを記入) 口なし
連			口あり(下に理由があればを記入) 口なし
~		口あり(下に理由があればを記入) 口なし	口あり(下に理由があればを記入) 口なし
	500ms以上の数値 /FS/ERRの時期と	前半 中盤 後半	前半 中盤 後半
	理由(妨害要素の記		
	号を選択)		
	疲労の兆候(下る	長から項目番号を選択)	
	身体的兆候	口なし 口あり()	口なし 口あり()
	精神的兆候	口なし 口あり()	口なし 口あり()
	感情的兆候	口なし 口あり()	口なし 口あり()
	その他の兆候		
特			
記	疲労の兆候	<u> </u>	<u> </u>
事項	身体的兆候	精神的兆候	感情的兆候
項	① あくびを繰り返		② 普段より静かになる、内気になる
		マイクロスリープ ⑫ 注意力の喪失	② 上手にタスクをこなそうとしなくなる
	③ 目をこする	(13) 重要な情報のコミュニケーションか	9 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	④ うなずく、頭がえ	9 —	
	⑤ 頭痛、吐き気、	胃のむかつき ⑤ 習熟したタスクでさえ失敗す	- る 您 感受性が高まる
	⑥ 反応が遅くなる	⑥ 忘れやすくなる	
	⑦ 活力不足、弱点	マしくなる、軽い頭痛 ⑰ 決断力低下	
		(出発時の測定)	(到着時の測定)
	その他		
	(測定時特記)		
	()///2/14/14/07		
\	urt +00 - 0 · · · ·		
<i> </i>	削定機器SN No		
	立会人情報	□対象便同乗 □計測時(@空港)のみ	□対象便同乗 □計測時(@空港)のみ
	立会人所属	口航空会社職員 口航空局等職員	□ □航空会社職員 □航空局等職員
	立会人署名		
1			

※指定がない限り			T)HHMM7	で、時間	間はHH+M	Mで	記入のこと				別	紙1(射	空局指定	<u> 定様式)(</u>	(表面)
① 全般的な記									間査番	号[
測定情報	Ł	測定日	201	8/	/		航空機	型式							
測定便名				出頭	前通勤	ど	こから	口自宅	口巾	テル	□その)他()
空港		⇒				_	□電車	□バス	□₿	€迎車	口白河	常用車	□DH(航空、銀	<u></u> 佚道)
	離陸	□PF □PM	□OBSV	1	主な手具	艾	ロその)
離着陸操作	着陸	□PF □PM		1 -	所要時間			+		特記	丰佰				
OTD /OTA		<u> </u>	ПОВЗУ	サセ	者情報		5 # 42 77			1寸品。	护织	T 11+:	z 1m +	- -	- -
STD/STA		/		刈多	(白) 再 和				114				手 口右		
乗務時間(計		+		l			年齢]50代		
ATD/ATA	•	/		í	総飛行時	間		000h □							000~
乗務時間(実	際)	+		測	定路線網	圣験		□~5回	未満	□5 <i>•</i>	~10回	未満	□10[回以上	
出頭時刻		:	飛行勤	務時間	引(計画)		+	-	升	と行勤剤	多時間((実際)		+	
睡眠&	Rest.履	歴					泪	定便機							
【往路】日本出刻			関の主力	7年8	코		***	·· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			- (,			
【復路】日本出								;		n.			-	7	
							U	тс	: Z		1.	: z	3	:	z
(1時間以上の就	浸~匹								. 	-,-		<u> </u>			
月日		L ~		L 🗆		□悪	+ -	PIC				- :	- :		_
月日		L ~		L 🗆	良 口普	口悪	. (CAPM/SIC		i	į	<u> </u>		<u> </u>	
月日		L ~		L 🗆	良 口普	□悪		COP		į	į	•			
月 日		L ~			良 口普	□悪									_
月日		L ~				口悪	4	IC REST	中の睡	眠メモ					
月日						口悪		回目	Z		Ζ [良口:	普 口悪	□睡眠	なし
月日					<u> </u>	口悪	+ -	回目	Z			良 □		□睡眠	
月日		L ~		_	<u> </u>	口悪	+ ⊢	回目	Z			l良 ロ		□睡眠	
					X UB	L /&	1 5				2 .			口唑吡	80
LCL [UTC+()]															
UTC 15		18	21		24		03		06		09		12		15
JST 24		03	06		09		12		15		18		21		24
【往路】【復路】 3日前 出発前日				<u> </u>		i			<u>i i</u>		سلنا	$\sqcup \!\! \perp \!\! \perp$	لللل		
□★	: T :	11111	1:1:	1	111	1		: T : T	1 1	T :	1 : 1	: T :		\Box : \Box	\neg
2日前 出発日						-		. , . ,					, , , , ,		
1日前 Day2						i									
															
測定 初日 Day3 —		<u> </u>	<u> </u>	l i l		L i			<u>i Li</u>			<u>i l i</u>	Lili		Щ.
測定 日本				T : 1	111	- :			: 1		1 : 1	: 1 :		\neg : \vdash	$\overline{}$
2日目 帰着日															
								【復路限】				での活動	や睡眠の	の時間帯	は
睡眠に係る	5							以下のい							
特記事項										引のリズ					
17,107,7										間のリス ま <i>た</i> い(くム 眠いとき	よに 寛ス)		
④ [※運航終]	ア级ニー	2011 細木	古人机に	+>1+	ス広光の	/ 11 5		⊔ ა.∟	550	D/4.0.1	見なってく	こうで)		
4 【次運机於	」仮に	记入」洞里						1 = 4 -		+101 -	L .L.1		(-)		
疲労度 " 5 "(裏ī	面参昭)以上の疲労			労度 □5			当該掘	を 労を	感じた明	等刻:		(Z) =		(I)
灰刀又 0 (致)	ш 🤛 лл.	/××××//×/	□なし	ノ (一	<u>→</u> ⑤その1	也~	~)								
疲労の具体的な	は内容														
身体的•精神的	•感情	的兆候												-	
(裏面の「疲労の			る番号を	記入)										
その他の兆候	7017	1 1 1	ФЩОС	нол	,	!									
ルキの中央だれ	- <u>+</u> 1	<u> </u>	لم ت ت	7 / 122 4	Ю. В <i>І</i>	+ 44		-7 + + \							
当該の疲労があ															
□気象状況	山脈:	客状況 🗆	通信状況	t L	コ運航状	:沈_	山休	養施設_	山個	人要	<u> </u>]その{	<u> </u>		
その際に行った	-疲労動	圣 減対策													
ロカフェインの耳			- -	ナンど)]積極的	ᆉᅀ᠄	£					
口大きな体の動				ر ع.م.]照明の			フニノレ	時)			
				/4~1	*\					1文目)。	ノノイト	µ寸 /			
□小さな体の動						7]その他	(
⑤その他 (特語	記 事項	:連航使や掘	罗関連.	、測定	に関する	5内	谷寺)								

平成30年7月23日版 別紙1(航空局指定様式)(裏面)

	がなり扱う、時刻は日本時	fill (OST) HHIMIM C、時間はHHTMIM C記入のこと	加州(加工内相及1/10 表面)
②調	査時に記入する事項		③調査時に記入する事項
	調査時期	出発時(ブリーフィング前)	到着時(Block In直後の操縦席)
	測定開始時刻	(1)	(z) = (i)
		□ブリーフィングルーム □会議室・ブース	□操縦席
	測定場所	□待機室	口その他()
	例 足物 [7]		
<u>ہ</u>		□その他()	
全般	サムピレリ疲労度		
事	(PVT開始前)		
項	下表から選択		
坦		<u> </u>	
	疲労度 (Samn-Pere		
		こおり、眠気もない 5	「中」程度の疲れで、元気が出ない
	2 非常に活発で、	すぐ反応できるが、最高の状態ではない 6	とても疲れて、集中することが非常に難しい
	3 問題はなく、あ	る程度フレッシュな状態 7	疲労困憊で、効果的に機能することが不可能
	4 少し疲れを感じ	、フレッシュな状態であるとはいかない	
	1 0 0 /K 10 E / IS C	口あり(下に記入) 口なし	口あり(下に記入) 口なし
		口a 話しかけ	□a 話しかけ
	妨害要素	□b よそ見	□b よそ見
		□c 音(騒音、呼び出し音)	□c 音(騒音、呼び出し音)
Р			□d その他()
V	and the second		
Т	500ms以上の数値		口あり(下に理由があればを記入) 口なし
関	FS(フライング)	口あり(下に理由があればを記入) 口なし	口あり(下に理由があればを記入) 口なし
連	ERR(ボタン違い)	口あり(下に理由があればを記入) 口なし	口あり(下に理由があればを記入) 口なし
	これへハブン産い	前半 中盤 後半	前半 中盤 後半
	500ms以上の数値	削十	
	/FS/ERRの時期と理由		
	(妨害要素の記号を選択)		
	疲労の兆候(下表から		
	身体的兆候	口なし 口あり()	口なし 口あり()
	精神的兆候	□なし □あり()	□なし □あり()
	感情的兆候	□なし □あり()	口なし 口あり()
	NE IN TOOK		7
	その他の兆候		
特			
記事	疲労の兆候	l	<u> </u>
事		₩ ≠ ++ + E .W. M.	ct .t + + + . 11 , h -2 .
項	身体的兆候	精神的兆候	感情的兆候
	① あくびを繰り返	す ① 業務への集中が難しくなる	② 普段より静かになる、内気になる
	② 瞼が重くなる、	マイクロスリープ ⑫ 注意力の喪失	② 上手にタスクをこなそうとしなくなる
	③ 目をこする	③ 重要な情報のコミュニケーションが	難しくなる ② 同僚に過敏な反応や不快感を示す
	④ うなずく、頭が力	_	_
	⑤ 頭痛、吐き気、		る 懲 感受性が高まる
	⑥ 反応が遅くなる		
	⑦ 活力不足、弱々	マしくなる、軽い頭痛 ⑪ 決断力低下	
		(出発時の測定)	(到着時の測定)
	その他		
	(測定時特記)		
	測定機器SN No		
			□対象便同乗 □計測時(@空港)のみ
	立会人情報		
	立会人所属	□航空会社職員 □航空局等職員	□航空会社職員 □航空局等職員
	뉴스 I 포션		
	立会人署名		Ī

第1期実態調査実施計画

調査期間:平成30年7月下旬~10月頃

1. 連続乗務時間の影響

(条件:飛行回数1回、日本出発便、勤務開始時刻7:00~11:59)

乗務時間	航空会社	路線	乗務時間 (時刻表)	便数
	JAL	羽田/シンガポール	7:05	
7 時間台	ANA	羽田/シンガポール 羽田/ジャカルタ	7:10 7:40	<u>15 便</u>
8 時間台	JAL	成田/デリー(~9月)	8:35	15. 佰
0 时间口	ANA	成田/ムンバイ(7~8月)	8:45	<u>15 便</u>
9 時間台	ANA	成田/ムンバイ(9月~)	9:30	<u>15 便</u>
	JAL	成田/モスクワ	10:15	<u>15 便</u>
10 時間台	JAL	成田/ヘルシンキ 成田/メルボルン	10:10 10:25	15 便
11 時間台	JAL	成田/シカゴ	11:55	15 便
II H孔间口	ANA	羽田/シカゴ	11:50	<u>15 医</u>

2. 乗務時間帯の影響

(条件:飛行回数1回、日本発便、乗務時間7時間台)

勤務開始時間帯	航空会社	路線	乗務時間 (時刻表)	便数
5:00~17:59	JAL	羽田/シンガポール*	7:05	
(乗務時間 WOCL 範囲外)	ANA	羽田/シンガポール* 羽田/ジャカルタ*	7:10 7:40	<u>15 便</u>
18:00~20:59	JAL	成田/ホノルル 成田/コナ	7:40 7:50	15 便
(乗務時間の一部 が WOCL 範囲内)	ANA	羽田/ホノルル 成田/ホノルル	7:35 7:35	<u>15 使</u>
21:00~04:59	JAL	羽田/シンガポール	7:10	
(乗務時間に WOCL の全てが含まれ る)	ANA	羽田/クアラルンプール 羽田/ジャカルタ 羽田/シンガポール	7:15 7:35 7:00	<u>15 便</u>

※1. 連続乗務時間の影響にて調査した便と同一便。

3. 飛行回数の影響

(条件:初便は日本出発、勤務開始時刻7:00~11:59、累積乗務時間は5時間台) ※一部条件と異なる部分は()内に記載

飛行 回数	航空会社	乗務パターン	累積乗務時 間(時刻表)	調査回数
1回	ANA	羽田/ハノイ	5:30	15 回
	VNL	成田/セブ	5:15	<u>10 🖂</u>
2回	JJP	成田/那覇/成田	5:35	15 回
	VNL	成田/那覇/成田	5:45	10 🖂
3回	АРЈ	関西/福岡/那覇/関西	5:00	15 回
	JJP	関西/新千歳/関西/成田	5:30	10 🖂
		関西/新千歳/関西/松山/関西	5:55	
4回	APJ	(7月31日まで) 関西/釧路/関西/松山/関西(8 月1日以後)	(6:15)	15 回
	JJP	中部/福岡/中部/鹿児島/中部	5:30	
	IBX	仙台/中部/松山/新千歳/仙台	5:35	
5回	IBX	中部/大分/大阪/福島/大阪/仙台(出頭時刻6時35分)	5:35	1
3 凹	JAC	福岡/出雲/隠岐/出雲/福岡/ 鹿児島	(4:15)	15 回
	JAC	鹿児島/種子島/鹿児島/松山/ 鹿児島/種子島/鹿児島	(4:35)	
6 回	AMX	天草/福岡/天草/熊本/大阪/ 熊本/天草	(4:45)	15 回
	ORC	福岡/宮崎/福岡/宮崎/福岡/ 宮崎/福岡	(4:45)	

第2期実態調査実施計画

調査期間:平成30年11月中旬~平成31年2月頃

1. 連続乗務時間の影響

(条件:飛行回数1回、日本到着便、現地と日本との時差は7時間以上10時間 未満、勤務開始時刻7:00~11:59 (現地時刻)、乗務直前の現地休養時間が36時間~48時間であること)

乗務時間	航空会社	便名	路線	乗務時間 (時刻表)	到着時刻 日本時間	便数			
12 時	JAL	065	サンディエゴ/成田	12:10	16:45	1.5 /亩			
間台	ANA	005	ロサンゼルス/成田	12:00	16:25	<u>15 便</u>			
[009	シカゴ/成田	13:30	15:00				
13 時	JAL	011	ダラス/成田	13:55	15:55	15 佰			
間台		007	ボストン/成田*1	13:50	16:20	<u>15 便</u>			
	ANA	011	シカゴ/成田	13:20	13:50				
		003	ニューヨーク/成田	14:30	15:25				
	JAL	005	ニューヨーク/羽田	14:30	17:10				
14 時		007	ボストン/成田 ^{**2}	14:00	16:20	<u>15 便</u>			
間台		009	ニューヨーク/成田	14:15	15:00	<u>10 K</u>			
	ANA	001	ワシントン DC/成田	14:20	15:15				
		173	ヒューストン/成田	14:00	15:15				
	全社合計								

※1 1月2日以後運航

※2 1月1日まで運航

2. 乗務時間帯の影響

(条件:飛行回数1回、日本出発便、乗務時間11時間台)

WOCL	航空 会社	便名	路線	乗務時間 (時刻表)	到着時刻 (日本時間/現地時間)	便数
含む	ANA	12	成田/シカゴ	11:40	4:45/13:45	<u>15 便</u>
含まない	ANA	112	羽田/シカゴ	11:50	22:00/07:00	<u>12 便</u>
含まない	JAL	10	成田/シカゴ	11:55	22:40/07:40	<u>3 便</u>
全社合計						30 便

[※] 網掛け部分は第1期実態調査において実施済み

別紙6

1. 概要

- ・2017年7月7日夜にカナダ・トロント/ピアソン空港を離陸し、深夜11時56分(出発地である東部時間では午前2時56分)にサンフランシスコ 国際空港に着陸しようとしたエア・カナダ759便(A320)は、滑走路"28R"への着陸許可を得たものの、誤って、28Rに並行する誘導路"C" へ向かって進入を継続。誘導路"C"には別の航空機4機が離陸待機中であった。
- ・副操縦士が誤りを指摘すると同時に機長も進入復行を行い、間一髪で航空事故は回避された。進入復行を決定したタイミングは先頭に 待機中の航空機上の高度30mの地点であり、最も低かった高度18mで2番目の機体上空を通過した。なお、当該事象発生時は夜間の 有視界気象状態であり、乗員5名、乗客135名に怪我等なし。また当該機および待機中の航空機も損傷なし。

2. 背景

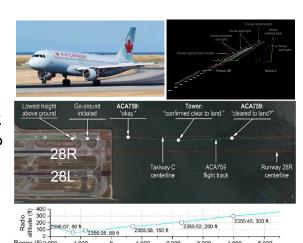
- ・発生時、操縦は機長が担当。両操縦士は、夜間サンフランシスコ空港の着陸経験あり。
- ・滑走路28Lは23:00から閉鎖の旨、通知されていたが両操縦士はこれを失念。
- ・滑走路28Rへの目視進入の際、バックアップとなる計器着陸装置の設定を副操縦士が失念。
- ・機長は滑走路28Rの灯火を28Lの灯火と誤認、誘導路"C"を滑走路28Rと誤認し進入継続。
- ・機長は滑走路上に航空機の灯火が見えたため、副操縦士へ滑走路がクリアーであるか管制に確認させたが、管制からはクリアである旨入手。滑走路上の灯火と管制からの情報の矛盾がありながらも、自機が誘導路へ誤進入していることに気づかなかった。
- ・また副操縦士は、機長が正しい滑走路に正対しているはずとの期待から、滑走路28Rへ正しく 進入していると誤認識。
- ・発生当時、機長は19時間以上覚醒、副操縦士は12時間以上覚醒。(機長は当日スタンバイ要員となっており、午前7時45分から起床していた)
- ・飛行前半は積乱雲の回避に努め、その後の21:45(東部時間00:45)以降、両操縦士は疲労感を感じ始めていた。インシデント当時は出発地時刻でWOCL時間帯に入る直前であった。

3. 推定原因

飛行前およびアプローチブリーフィングにおける航空情報の不適切なレビューにより、滑走路28Lが閉鎖されている認識が欠如していた結果、誘導路"C"を着陸滑走路(28R)と誤認。

4. その他の要因(このうち疲労に関連しうるものを抜粋)

- ・目視進入のバックアップとして設定する計器着陸装置の周波数の設定忘れ。
- ・確証型バイアス(良い方向であると思考する、思い込み)
- ・サーカディアンリズム上の厳しい時間帯と長時間覚醒による疲労 および 脆弱なCRM。

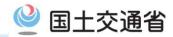


5. 米国運輸安全委員会の勧告

【カナダ当局に対する勧告(疲労関連)】

WOCLにかかる夜間便への乗務のために呼び出されるスタンバイパイロットに対し、潜在的な疲労に対処すべく、現行のカナダ当局規定を改定すること。

エアカナダ759便の機長における当日の勤務パターン



(時刻は全て、機長のベースであるカナダ東部時間で統一)

(WOCL $2:00 \sim 5:59$)

